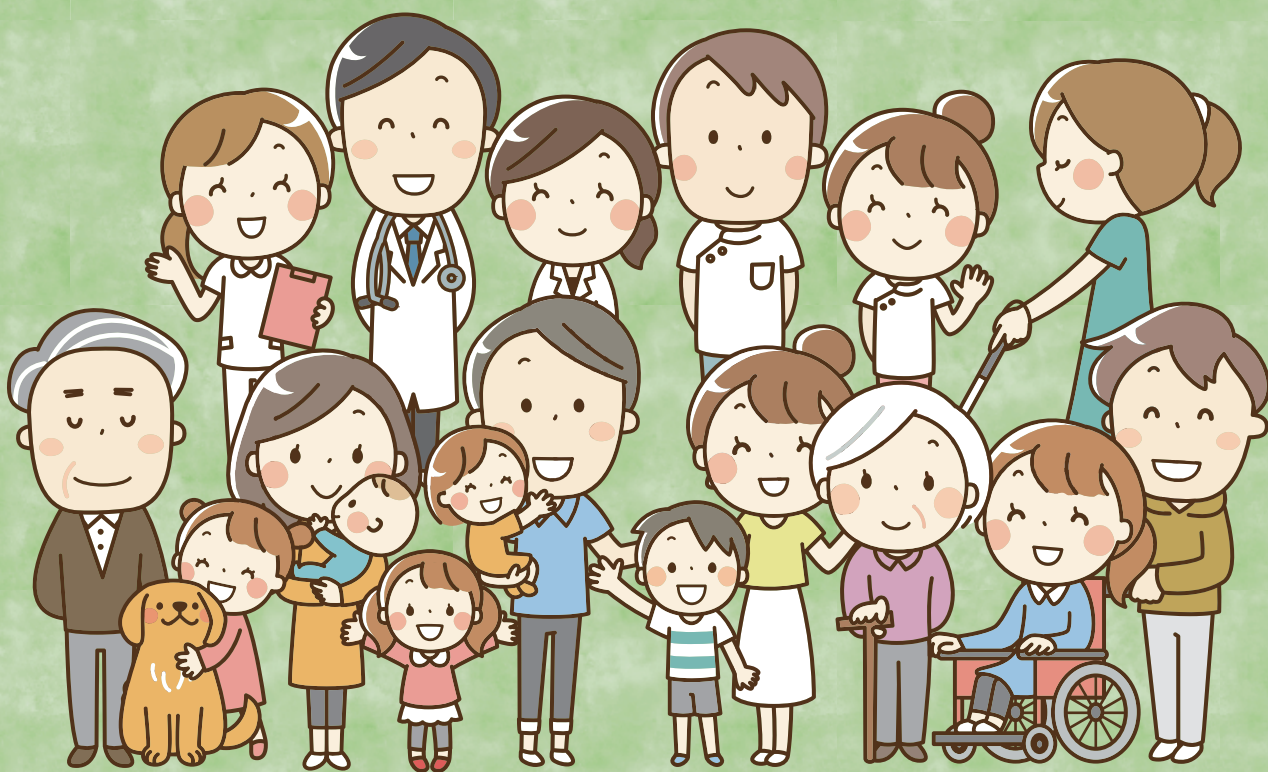




府中町 第4次障害者計画

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画



基本理念：障害のある人もない人も、互いの個性を尊重し、支え合い、共に生きる府中町

令和6(2024)年3月
府中町

はじめに

本町では、平成 28 (2016) 年 3 月に、「府中町第 3 次障害者計画」(平成 28 (2016) 年度から令和 5 (2023) 年度までの 8 か年) を策定し、基本理念として、「障害のある人もない人も、互いの個性を尊重し、支え合い、共に生きる府中町」を掲げて、障害のある方への福祉施策を進めてまいりました。

この間、令和 3 (2021) 年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され、合理的配慮の提供が令和 6 (2024) 年より法的義務化されました。また、新たに令和 4 (2022) 年には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が制定されました。

この度、前計画の進捗状況や課題などを検証し、令和 6 (2024) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 6 か年を対象とする障害者のための施策に関する基本的な計画として「府中町第 4 次障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、前計画の基本理念と 6 つの基本目標を引き継ぎ、各種施策のより一層の充実に向けて取り組んでいきます。

誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害福祉施策を推進していくことは、私たち一人ひとりの課題であり、町民の皆様、関係機関・団体の皆様と行政がともに取り組んでいくことが重要です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

結びに、本計画策定にあたり貴重な御意見、御提言をいただきました府中町障害者計画・障害福祉計画策定懇話会委員の皆様をはじめ、策定の前段として実施したアンケート調査に御協力をいただきました町民の皆様、また、調査やヒアリングに御協力をいただきました事業所や関係団体の皆様に、心から感謝申し上げます。



令和 6 (2024) 年 3 月

府中町長 佐藤 信治

目 次

第1章	計画の策定にあたって	3
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	5
4	計画の策定体制	5
5	計画の推進体制	6
第2章	府中町の障害者をめぐる動向	9
1	人口等の推移	9
2	障害者の状況	11
3	対象者アンケート結果	18
4	事業所・関係団体調査結果	30
5	本町における課題	41
第3章	府中町第4次障害者計画	45
1	基本理念	45
2	基本目標	46
3	施策体系	49
4	基本施策の展開	51
第4章	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	71
1	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績（成果指標）	71
2	障害福祉サービス等の進捗状況（活動指標）	77
3	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 成果目標の設定	86
4	活動指標の設定及び計画値確保のための方策	91
資料編		101
1	府中町障害者計画・障害福祉計画懇話会設置要綱	101
2	府中町障害者計画・障害福祉計画懇話会委員名簿	102
3	府中町障害者計画・障害福祉計画懇話会開催経緯	103
4	パブリックコメント結果	104

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国における障害者施策は、「障害者基本法」に基づき平成14（2002）年に策定された「障害者基本計画」を基本とし、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現することを目的とし施策を展開してきました。

これは令和5（2023）年に策定された「障害者基本計画（第5次）」においても引き継がれています。「障害者基本計画（第5次）」では共生社会実現のために障害者本人を中心とした総合的かつ分野横断的な支援や障害種別に応じたきめ細かい支援を行うことを掲げ、また併せて障害のある女性、子ども及び高齢者等に配慮した取組も推進することとしています。

身体障害児・者、知的障害児・者の福祉制度は、利用者自らがサービスを選択できるようになり、この流れを受けて「障害者自立支援法」が成立し、「障害福祉計画」の策定も各自治体に義務付けられました。また、障害のある子どもへのサービス提供体制の構築や医療的ケア児への支援等に向けて「障害児福祉計画」の策定も義務付けられ、自治体での障害福祉サービスを提供するための体制の構築が図られました。

広島県では、令和6（2024）年に「第5次広島県障害者プラン」が策定され、障害の有無にかかわらない共生社会の実現と誰もが安心して生活ができる環境の整備による県民生活の質の向上を目標としています。

近年では2020東京オリンピック・パラリンピックの開催、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正、障害者権利条約への批准、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定など、障害者を取り巻く現状は大きく変化しています。

本町では平成28（2016）年に「府中町第3次障害者計画」（以下、第3次計画）を、令和2（2020）年に「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、「障害のある人もない人も、互いの個性を尊重し、支え合い、共に生きる府中町」を基本理念に掲げ、障害者施策を総合的、計画的に推進してきました。

これらの状況を受け、国の新たな障害者に関わる法制度の改革や社会情勢の変化に対応する必要があるとともに、第3次計画が終期を迎えるため、障害者の自立及び社会参加の支援、必要なサービスの提供等のための施策を総合的に推進し、共生社会を実現するために「府中町第4次障害者計画・第7期府中町障害福祉計画・第3期府中町障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

①府中町第4次障害者計画

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」として定めるものです。

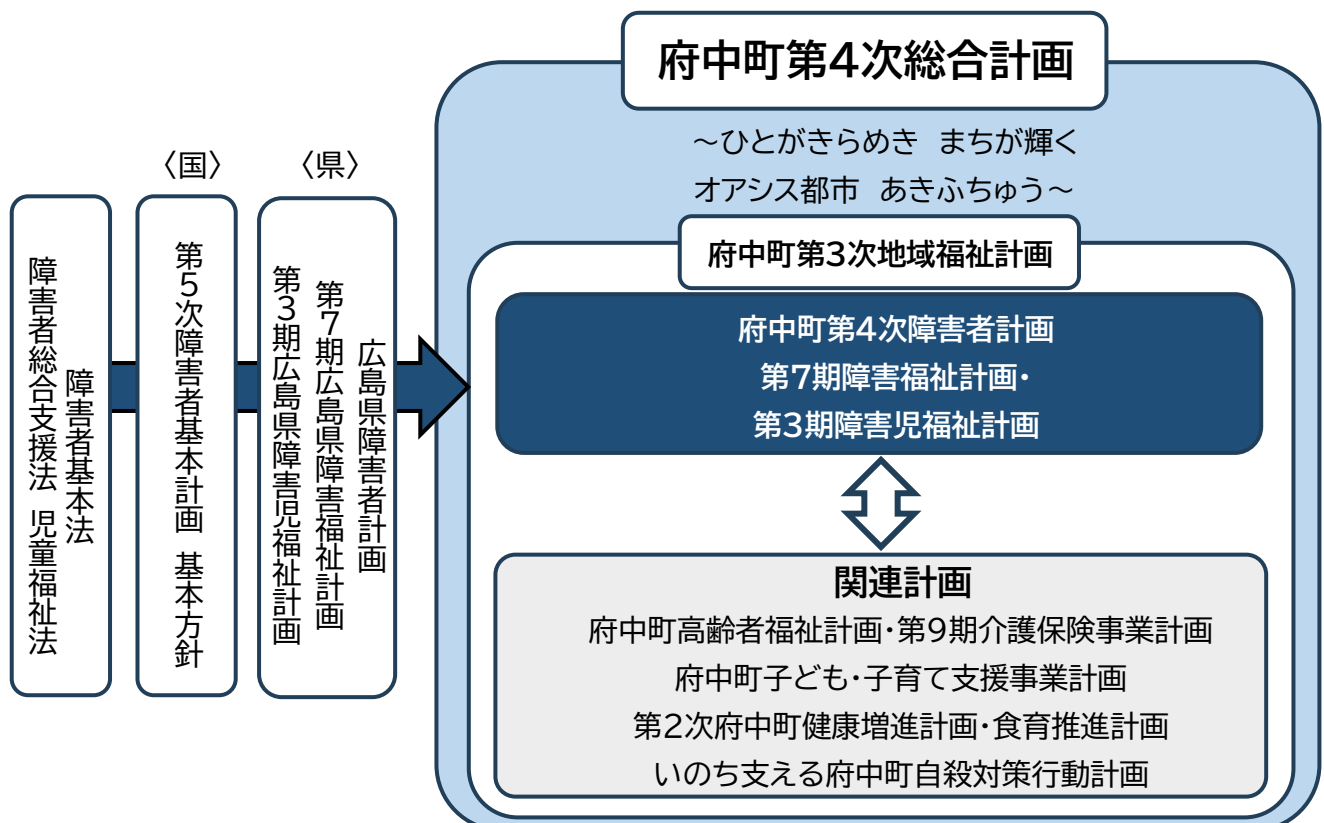
②第7期府中町障害福祉計画・第3期府中町障害児福祉計画

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体とし定めるものです。

(2) 他計画との関係

本計画では、障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定し、府中町の障害児・者の福祉に関する取組を推進していきます。

また、本計画の策定にあたっては、県の障害者施策における基本方針である「第7期広島県障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」、府中町における上位計画である「府中町第4次総合計画（改訂版）」や「府中町第3次地域福祉計画」、関連計画である「府中町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「子ども子育て支援事業計画」、「第2次府中町健康増進計画・食育推進計画」との整合性を図りながら計画を推進していきます。



3 計画の期間

「府中町第4次障害者計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とし、その実施計画である「第7期府中町障害福祉計画・第3期府中町障害児福祉計画」は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

【障害者計画及び障害者福祉計画・障害児福祉計画策定経過】

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者 計画														
	第3次								第4次					
障害 福祉計画														
	第4期	第5期			第6期			第7期			第8期(予定)			
障害児 福祉計画														
		第1期			第2期			第3期			第4期(予定)			

4 計画の策定体制

(1) 審議会

本計画の策定にあたり、障害者・福祉関係団体、医療関係者、学識経験者等から構成される「府中町障害者計画・障害者福祉計画懇話会」において検討を進めました。

(2) 対象者アンケート・事業所及び関係団体アンケート

本計画の策定にあたり、障害者の現状や課題を把握し、今後の障害者への支援・施策へ反映するため、対象者アンケート・事業所及び関係団体アンケートを実施しました。

	対象者アンケート	事業所及び関係団体アンケート
調査対象	府中町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している人	府中町内の障害福祉サービス提供事業所(10事業所)及び障害者支援関係団体(5団体)
抽出方法	無作為抽出(手帳所持者)	すべての事業所・関係団体
配布数	1,486	15
回収数(有効回収率)	671(45.2%)	15(100.0%)
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5(2023)年7月18日 ～令和5(2023)年8月11日	令和5(2023)年7月～8月

(3) パブリックコメント

本計画の策定にあたり、より幅広い町民の意見を聴取するために、パブリックコメントを実施しました。

	パブリックコメント
募集期間	令和6(2024)年2月2日～令和6(2024)年2月22日
公表物の掲示場所	府中町ホームページ 府中町役場 2階ロビー 府中町福祉課(役場2階) マイ・フローラ南交流センター 1階行政サービスコーナー
意見の提出方法	1. 郵送 2. 窓口での提出 3. ファックス 4. メール
意見募集の周知方法	府中町ホームページ 広報ふちゅう2月号
意見等の提出者数	4人
意見等の件数	8件

5 計画の推進体制

(1) 計画の推進

庁内の各部門をはじめ、町民、医療機関、福祉施設、福祉団体等の関連団体及び福祉サービス事業者等と連携を図るとともに、府中町障害者地域自立支援協議会と連携し、各種施策を推進していきます。

(2) 計画の進捗管理

国の動向や社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、計画進捗の点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

第2章

府中町の障害者をめぐる動向

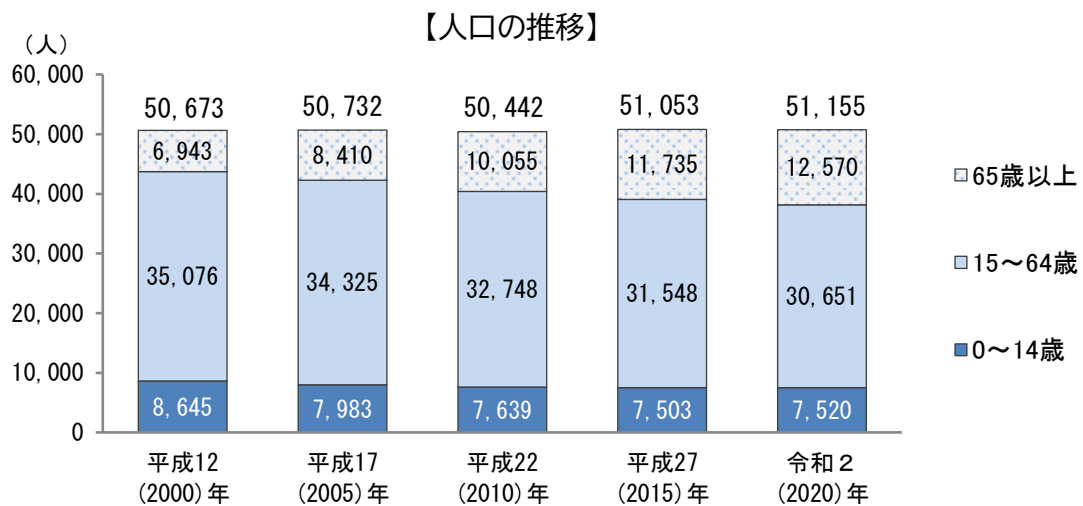
第2章 府中町の障害者をめぐる動向

1 人口等の推移

(1) 人口の推移

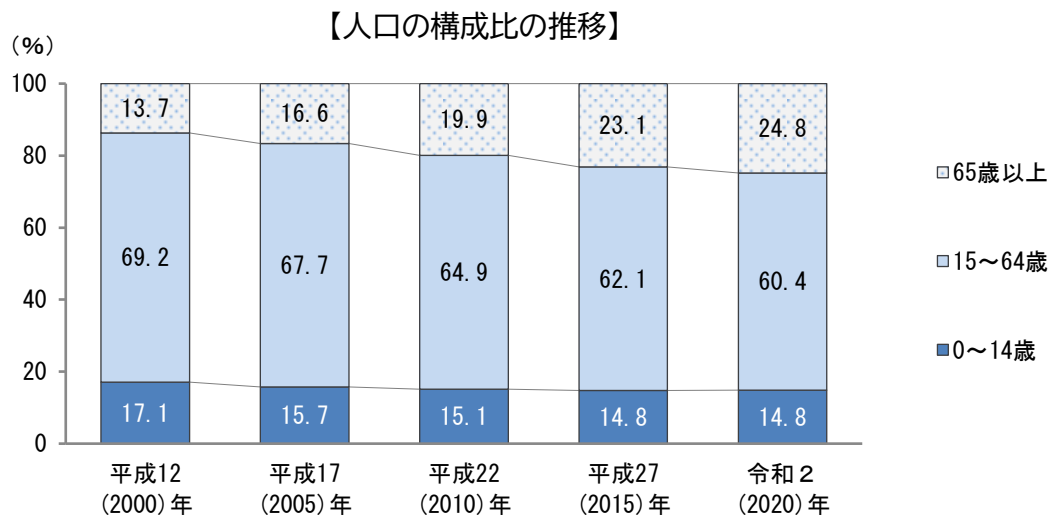
本町の総人口は、令和2（2020）年で51,155人となっており、平成12（2000）年以降横ばいの状態となっています。年齢3区分での内訳をみると、0～14歳人口、15～64歳人口は減少傾向、65歳以上人口は増加傾向にあります。総人口における65歳以上人口の割合は年々増加しており、少子高齢化がうかがえます。

※以下に出てくる数字は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。



※総人口は年齢不詳を含むため、年齢3区分の合計とは一致しない

資料：国勢調査

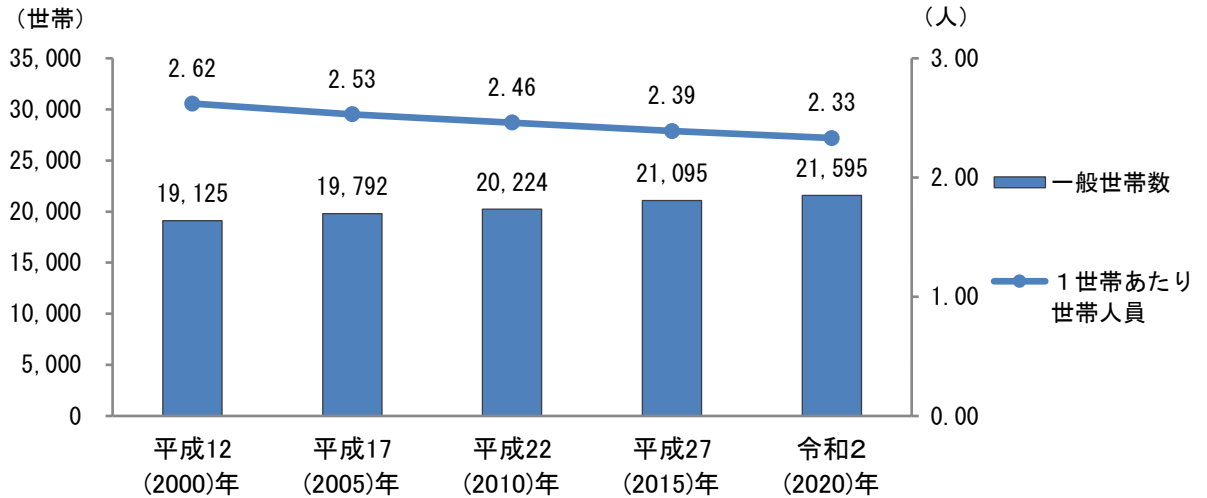


資料：国勢調査

(2) 世帯の推移

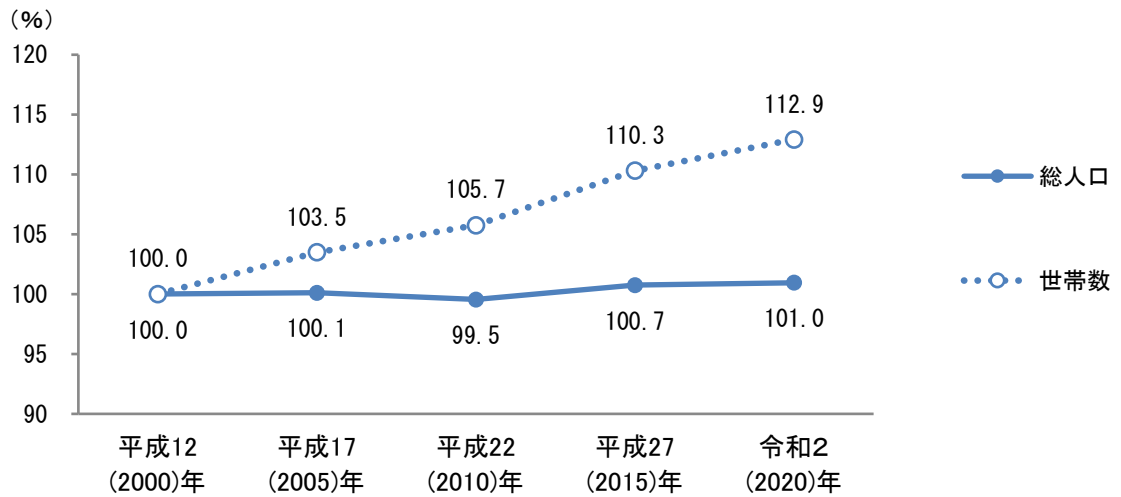
本町の一般世帯数は、令和2（2020）年で21,595世帯となっており、年々増加しています。一方で1世帯あたりの世帯人員は減少しており、小家族化の進行がみられます。

【一般世帯数・1世帯あたり世帯人員の推移】



資料：国勢調査

【総人口・世帯数増減率】



※増減率は平成12（2000）年を100とした場合の各年の割合を示している

資料：国勢調査

2 障害者の状況

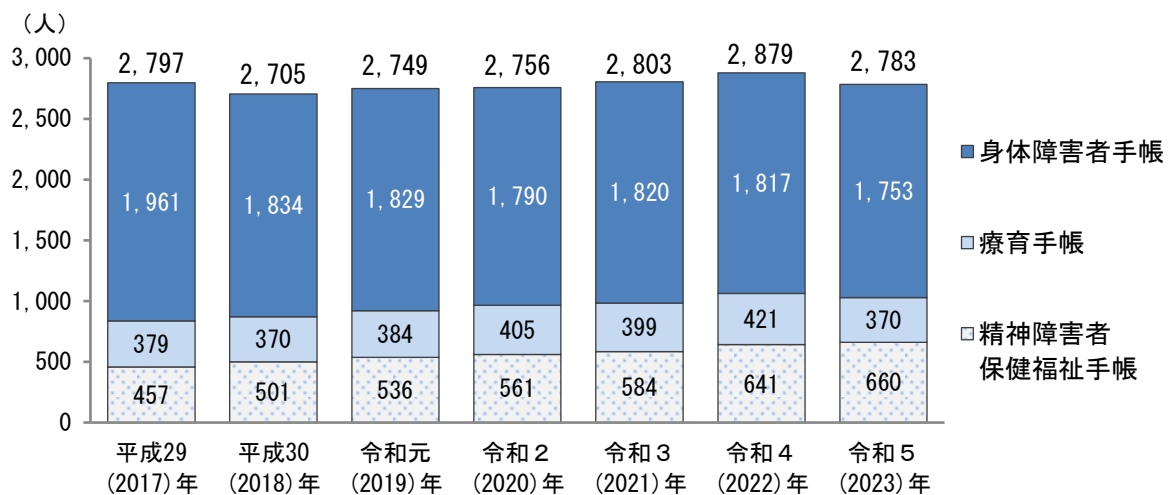
(1) 障害者手帳所持者の状況（令和5年3月31日現在）

本町の障害者手帳所持者の状況について、令和5（2023）年で2,783人となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

手帳の種類の内訳をみると、令和5（2023）年では「身体障害者手帳所持者」が1,753人と最も多く、全体の6割超（63.0%）を占めています。「療育手帳所持者」は370人（13.3%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は660人（23.7%）となっています。

平成29（2017）年からの推移をみると、「身体障害者手帳所持者」は令和3～4（2021～2022）年でやや増加したものの全体を通してみると減少傾向、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加傾向となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



資料：府中町福祉課

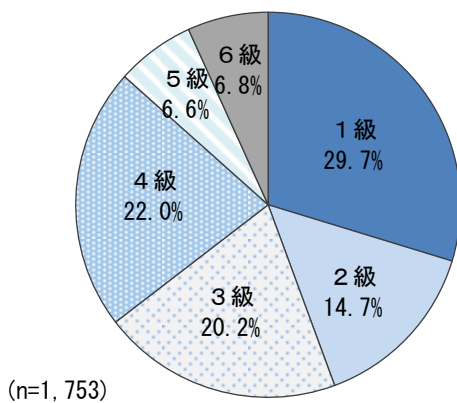
(2) 身体障害者手帳所持者の状況（令和5年3月31日現在）

身体障害者手帳所持者の状況をみると、障害等級の内訳は、「1級」が29.7%（521人）と最も高く、次いで「4級」が22.0%（386人）、「3級」が20.2%（354人）などとなっています。

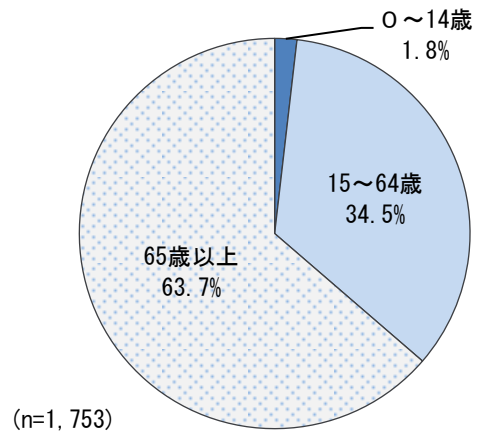
年齢の内訳は、「65歳以上」が63.7%（1,116人）と最も高くなっています。

障害種の内訳は、「肢体不自由」が44.0%（772人）と最も高く、次いで「内部障害」が36.6%（641人）、「聴覚・平衡機能障害」が10.2%（178人）などとなっています。

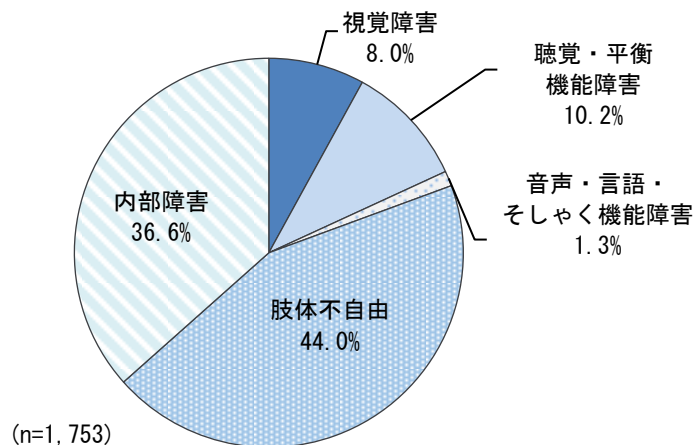
【障害等級（令和5（2023）年）】



【年齢（令和5（2023）年）】



【障害種（令和5（2023）年）】



資料：府中町福祉課

【身体障害者手帳所持者数（年齢・障害者等級別）】

年齢区分	単位	1級	2級	3級	4級	5級	6級	全体
0～14歳	人	12	5	6	4	2	3	32
	%	37.5	15.6	18.8	12.5	6.3	9.4	100.0
15～64歳	人	187	111	106	106	50	45	605
	%	30.9	18.3	17.5	17.5	8.3	7.4	100.0
65歳以上	人	322	141	242	276	64	71	1,116
	%	28.9	12.6	21.7	24.7	5.7	6.4	100.0
全体	人	521	257	354	386	116	119	1,753
	%	29.7	14.7	20.2	22.0	6.6	6.8	100.0

資料：府中町福祉課

【身体障害者手帳所持者数（年齢・障害種別/重複あり）】

年齢区分	単位	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	全体
0～14歳	人	1	4	0	16	11	32
	%	3.1	12.5	0.0	50.0	34.4	100.0
15～64歳	人	61	83	7	277	177	605
	%	10.1	13.7	1.2	45.8	29.3	100.0
65歳以上	人	78	91	15	479	453	1,116
	%	7.0	8.2	1.3	42.9	40.6	100.0
全体	人	140	178	22	772	641	1,753
	%	8.0	10.2	1.3	44.0	36.6	100.0

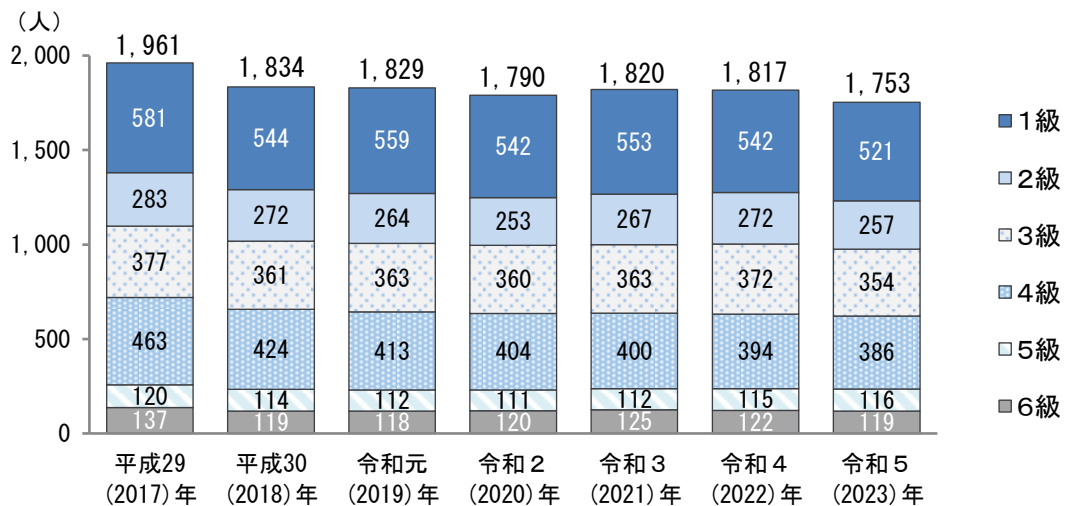
資料：府中町福祉課

身体障害者手帳所持者の平成 29（2017）年以降の推移をみると年々減少しており、令和 5（2023）年には1,753 人となっています。

障害者等級別にみると、全体的に減少傾向となっており、特に「1 級」、「4 級」、「6 級」の減少率が高くなっています。

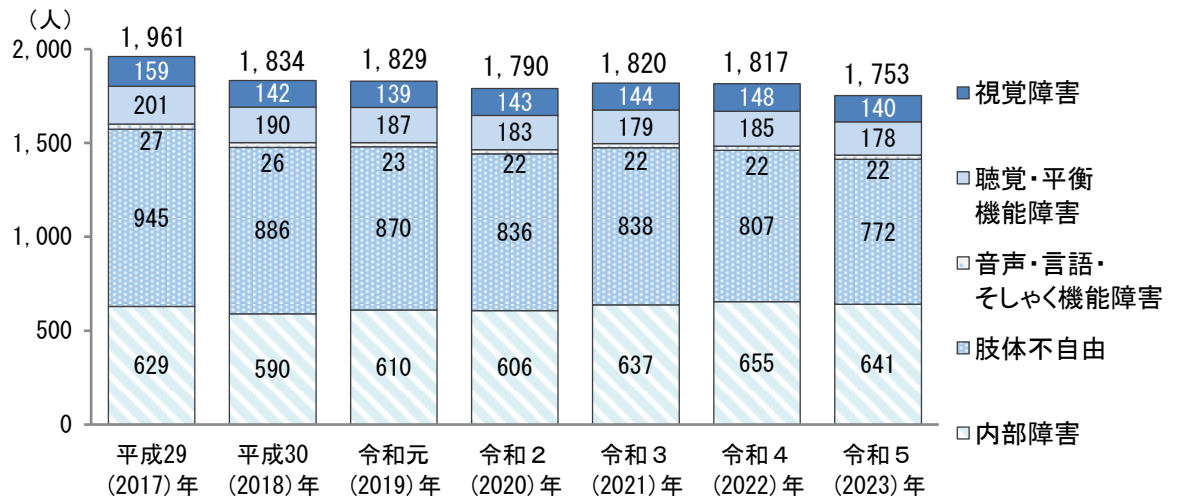
障害種別にみると、「内部障害」以外の障害種で減少傾向となっています。

【身体障害者手帳所持者数（障害等級別）の推移】



資料：府中町福祉課

【身体障害者手帳所持者数（障害種別）の推移】



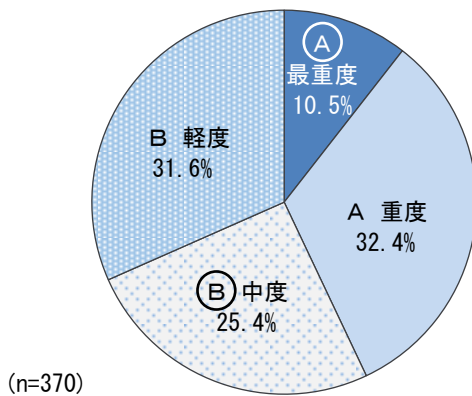
資料：府中町福祉課

（3）療育手帳所持者の状況（令和5年3月31日現在）

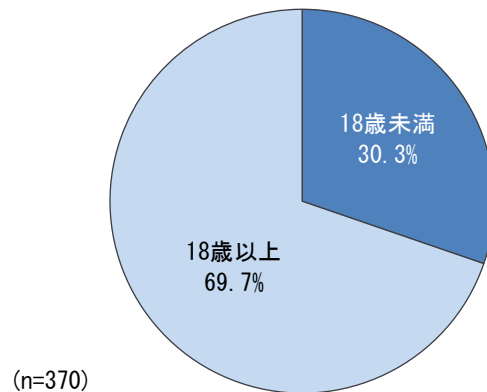
療育手帳所持者の状況をみると、障害程度の内訳は、「A 重度」が32.4%（120人）と最も高く、次いで「B 軽度」が31.6%（117人）、「㊦ 中度」が25.4%（94人）、「㊤ 最重度」が10.5%（39人）となっています。

年齢の内訳は、「18歳以上」が69.7%（258人）と高くなっています。

【障害程度（令和5（2023）年）】



【年齢（令和5（2023）年）】



資料：府中町福祉課

【療育手帳所持者数（年齢・障害程度別）】

年齢区分	単位	㊤最重度	A 重度	㊦中度	B 軽度	全体
18歳未満	人	6	26	23	57	112
	%	5.4	23.2	20.5	50.9	100.0
18歳以上	人	33	94	71	60	258
	%	12.8	36.4	27.5	23.3	100.0
全体	人	39	120	94	117	370
	%	10.5	32.4	25.4	31.6	100.0

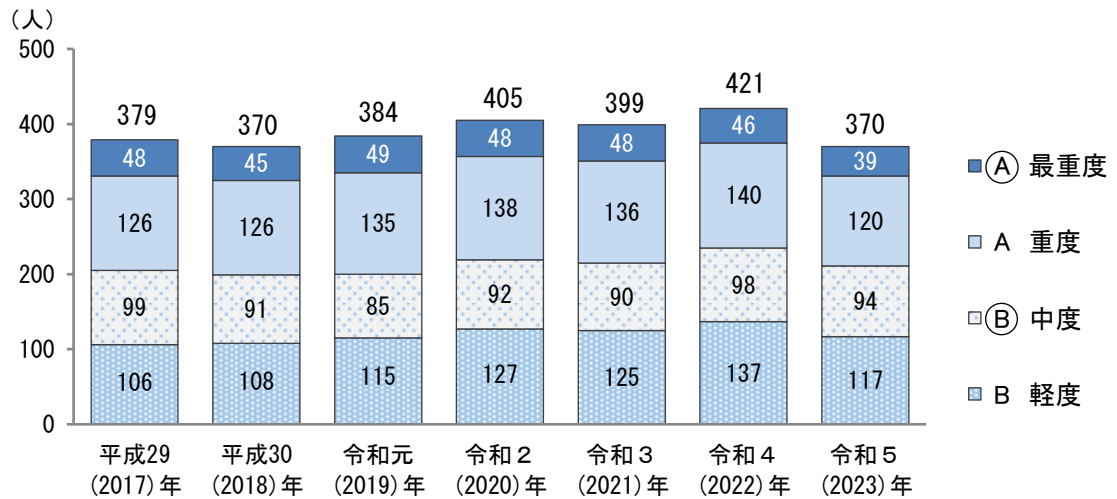
資料：府中町福祉課

療育手帳所持者の平成 29（2017）年以降の推移をみると令和 4（2022）年までは増加傾向でしたが、令和 5（2023）年には 370 人となっており、平成 29（2017）年を下回っています。

障害程度別にみると、「㊤ 最重度」、「A 重度」、「㊦ 中度」は平成 29（2017）年に比べ減少しており、「B 軽度」は増加しています。

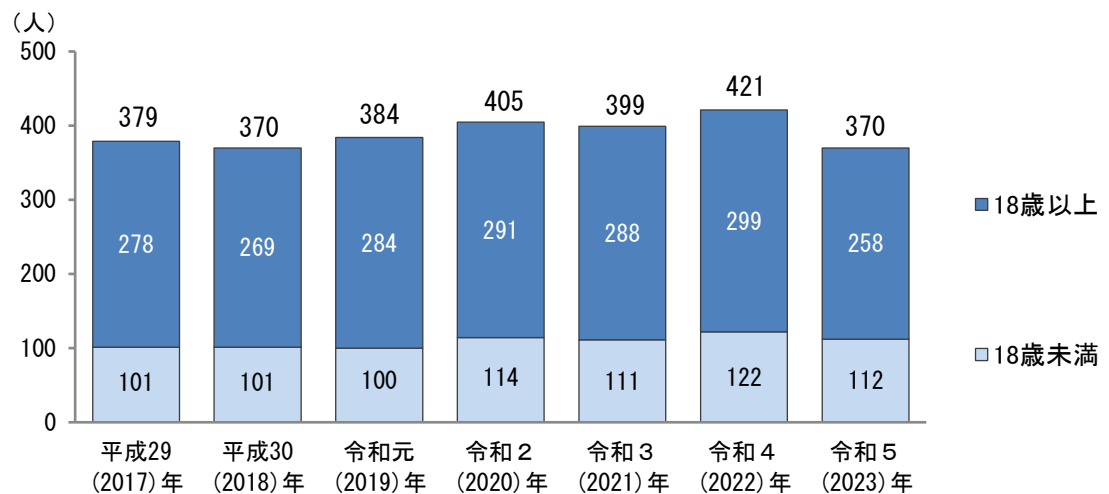
年齢別にみると、「18 歳以上」は平成 29（2017）年から令和 4（2022）年まで増加傾向でしたが、令和 5（2023）年には減少しています。

【療育手帳所持者数（障害程度別）の推移】



資料：府中町福祉課

【療育手帳所持者数（年齢別）の推移】

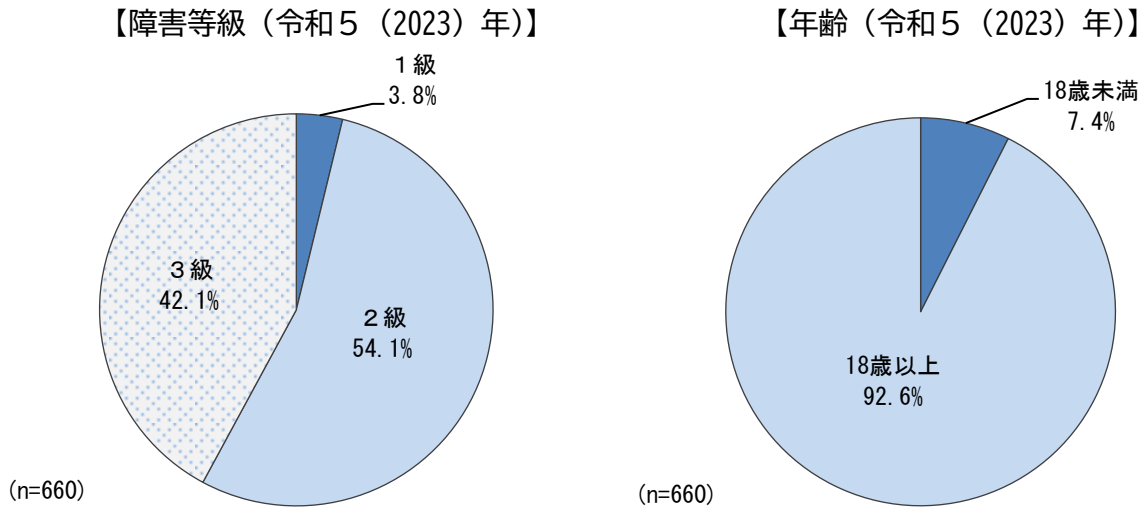


資料：府中町福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（令和5年3月31日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況をみると、障害等級の内訳は、「2級」が54.1%（357人）と最も高く、次いで「3級」が42.1%（278人）、「1級」が3.8%（25人）となっています。

年齢の内訳は、「18歳以上」が92.6%（611人）と高くなっています。



資料：府中町福祉課

【精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢・障害等級別）】

年齢区分	単位	1級	2級	3級	全体
18歳未満	人	0	5	44	49
	%	0.0	10.2	89.8	100.0
18歳以上	人	25	352	234	611
	%	4.1	57.6	38.3	100.0
全体	人	25	357	278	660
	%	3.8	54.1	42.1	100.0

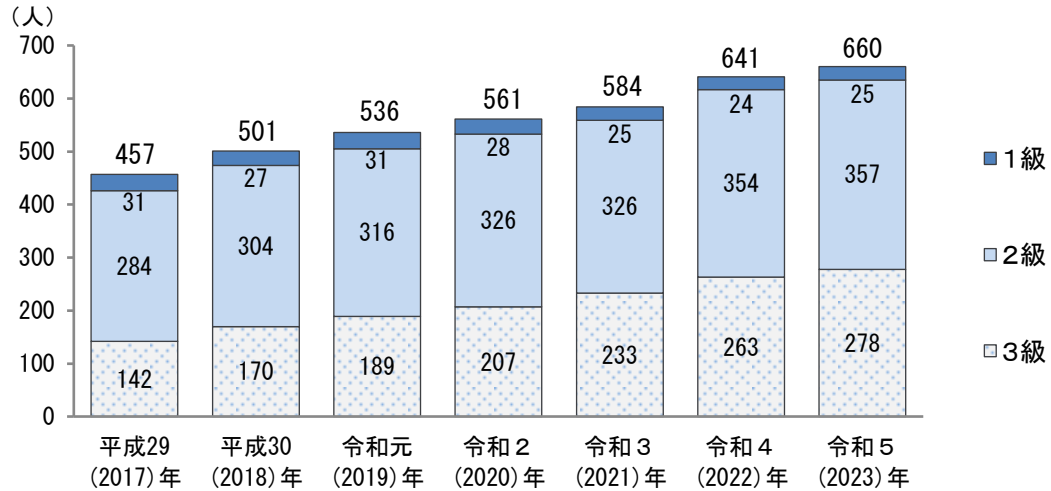
資料：府中町福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者の平成 29（2017）年以降の推移をみると年々増加しており、令和 5（2023）年には 660 人となっています。

障害等級別にみると、全体的に増加傾向となっており、特に「3 級」では増加率が高くなっています。

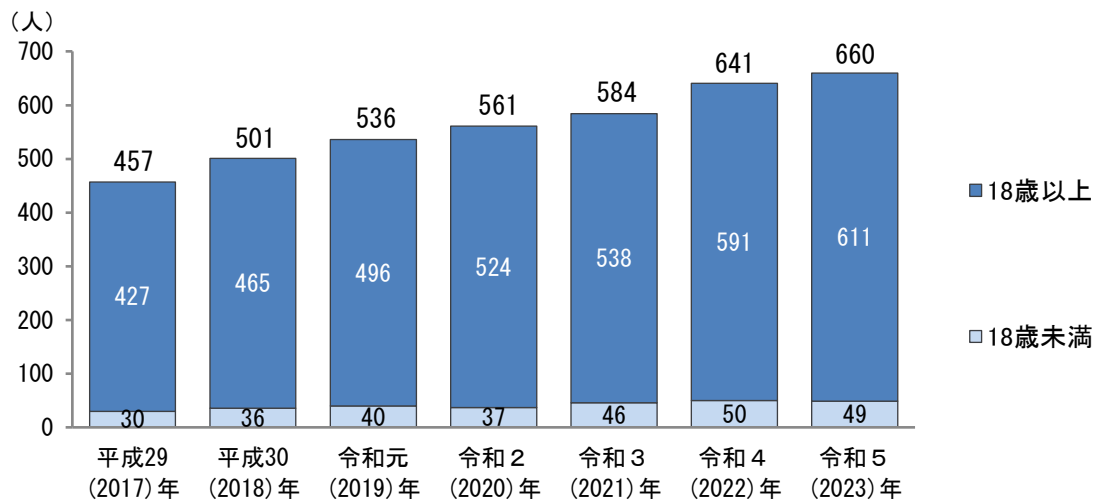
年齢別にみると、「18 歳以上」は増加傾向となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数（障害等級別）の推移】



資料：府中町福祉課

【精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移】

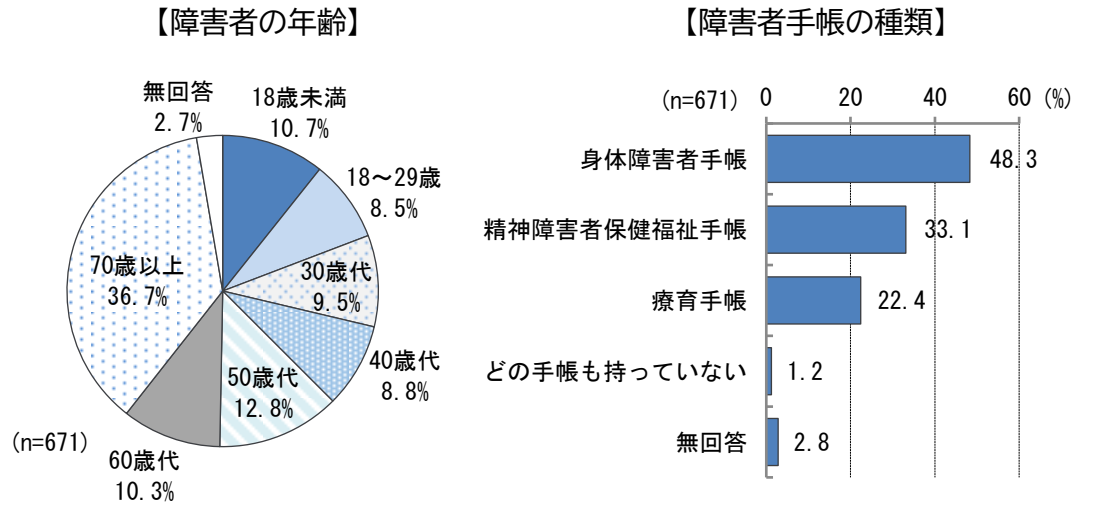


資料：府中町福祉課

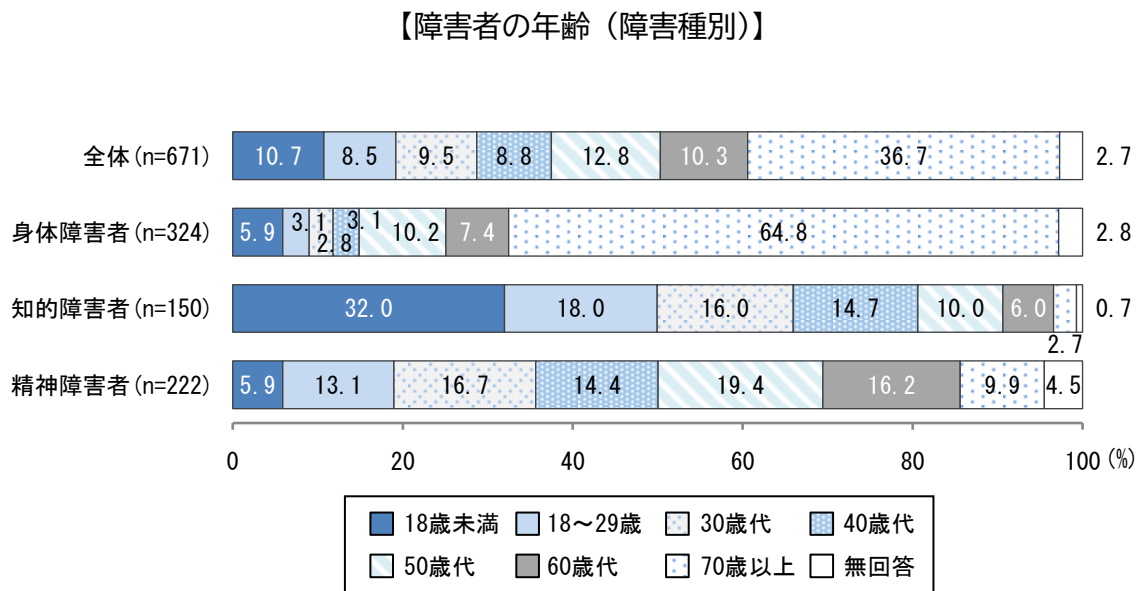
3 対象者アンケート結果

(1) 障害者と介助者の現状

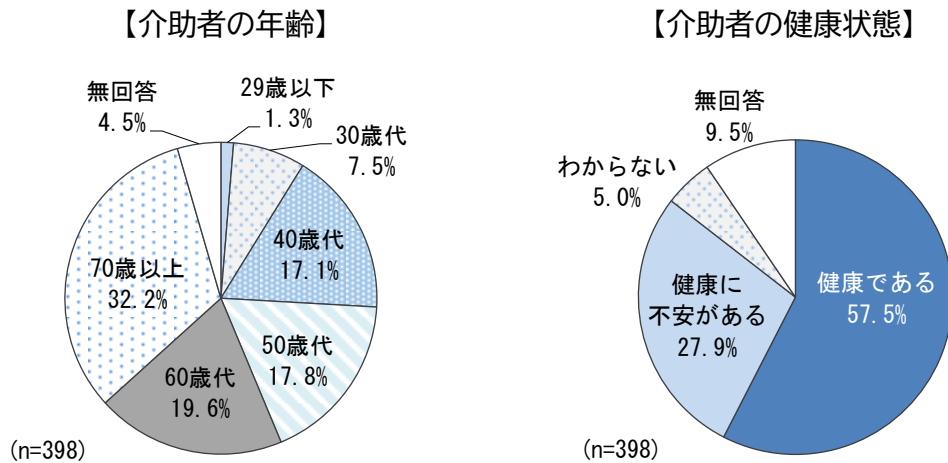
障害者の年齢は「70歳以上」が36.7%と最も高く、障害者手帳の種類は「身体障害者手帳」が48.3%、「精神障害者保健福祉手帳」が33.1%、「療育手帳」が22.4%となっています。



身体障害者では「70歳以上」が6割以上、知的障害者では「18歳未満」が3割以上となっています。



介助者の年齢は「70 歳以上」が 32.2%と最も高く、介助者の健康状態は「健康である」が 57.5%と最も高くなっているものの、「健康に不安がある」も 27.9%となっています。

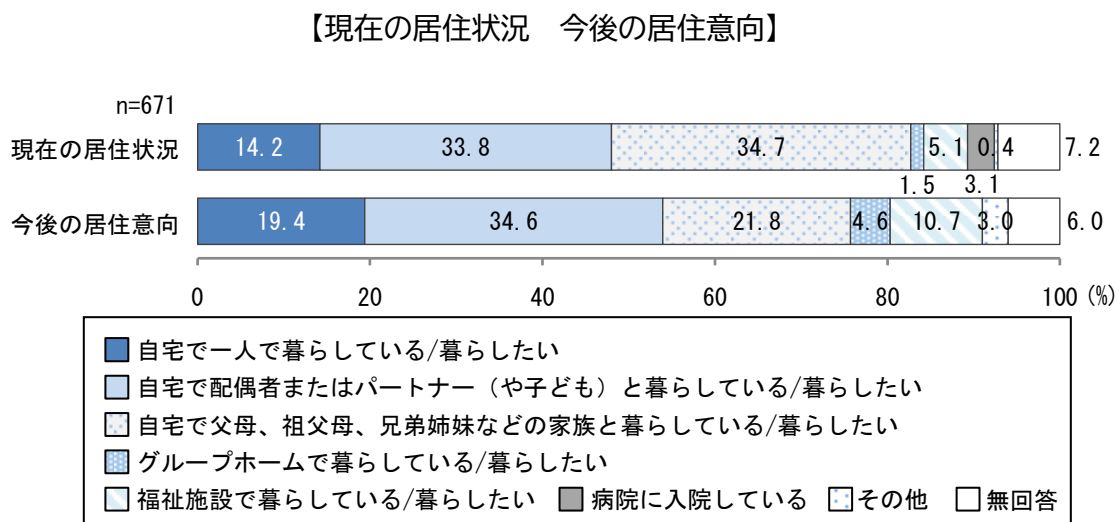


【まとめ】

- ・ 障害者、介助者ともに 70 歳以上の割合が 3 割以上と高く高齢化が進んでいます。
- ・ 介助者の健康状態についても、不安があると感じている人の割合が 2 割台後半となっているため、障害者本人の高齢化及び「親亡き後」に備えた包括的な生活支援が必要です。

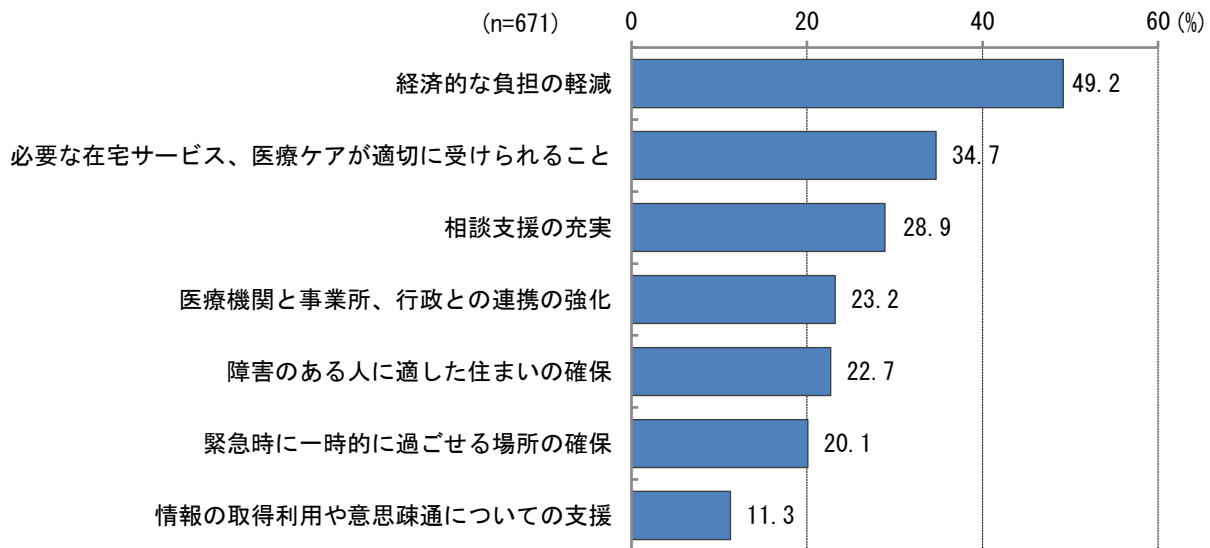
(2) 地域生活について

居住状況について、現在は『自宅で家族と暮らしている』が 68.5%、今後の居留意向でも『自宅で家族と暮らしたい』が 56.4%と最も高くなっています。また、今後の居留意向について、「自宅で一人で暮らしたい」、「福祉施設で暮らしたい」は現在の居住状況より高くなっています。



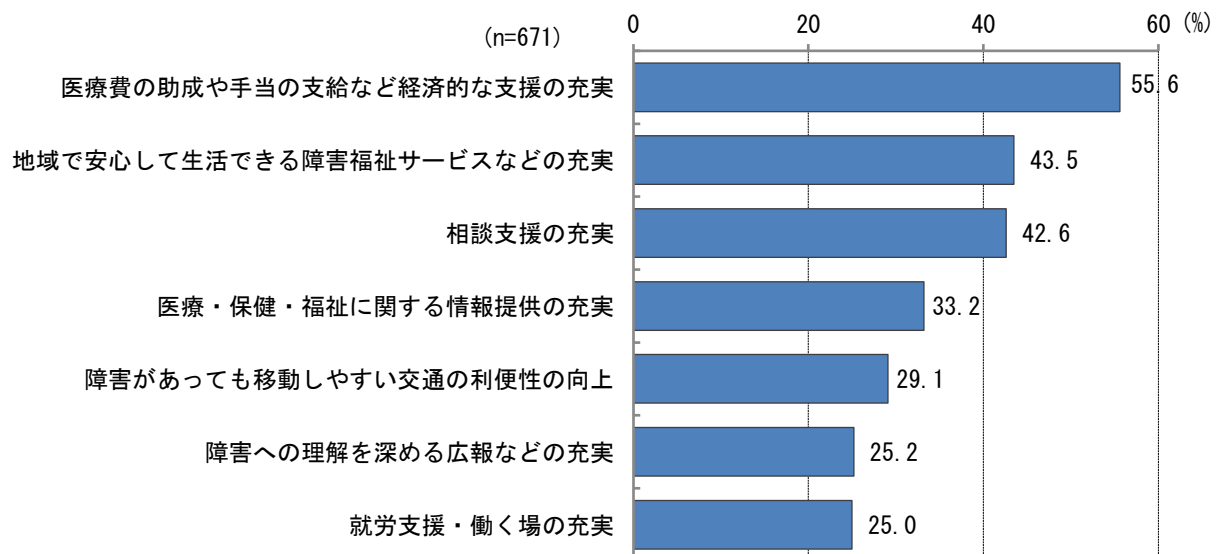
地域で安心して暮らすために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」(49.2%)、「必要な在宅サービス、医療ケアが適切に受けられること」(34.7%)、「相談支援の充実」(28.9%)などが上位となっています。

【地域で安心して暮らすために必要な支援※上位7位】



障害者福祉のため力を入れるべき取組としては、「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援の充実」が55.6%と5割を超え最も高く、「地域で安心して生活できる障害福祉サービスなどの充実」(43.5%)、「相談支援の充実」(42.6%)が上位となっています。

【障害者福祉のため力を入れるべき取組※上位7位】



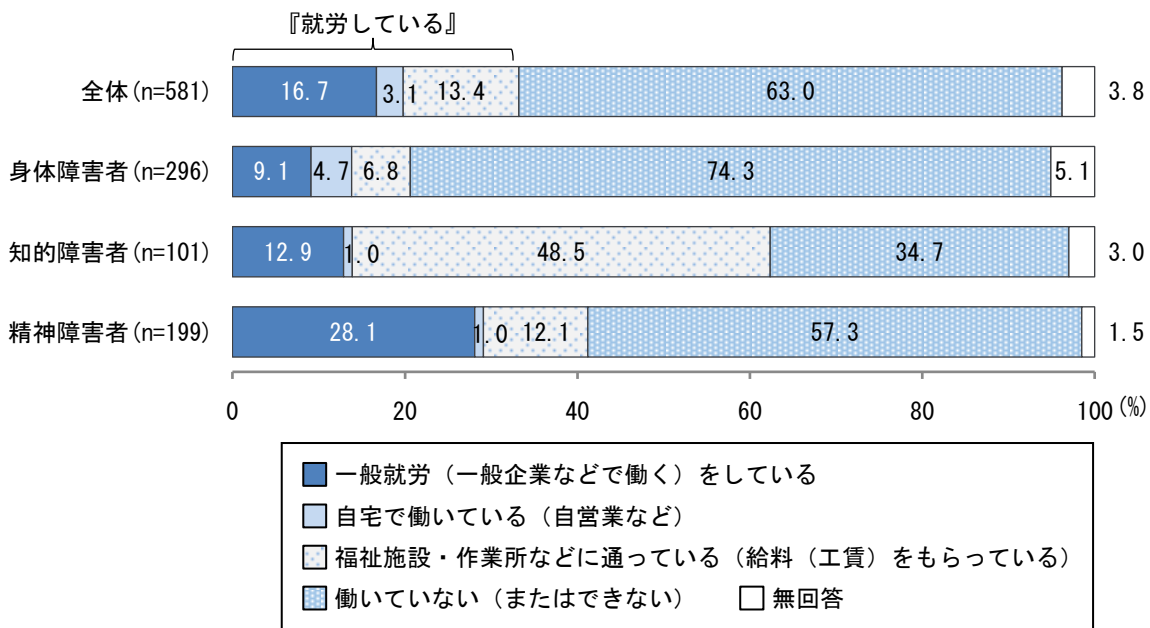
【まとめ】

- 障害者の7割近くが家族と暮らしており、また5割以上が今後も家族と暮らすことを望んでいます。
- 障害者が地域で暮らしていくために、経済的な負担の軽減、在宅サービスや医療ケア等が求められており、障害福祉のために府中町が力を入れるべき取組でも、経済的な支援、障害福祉サービスの充実が挙げられています。

(3) 就労について

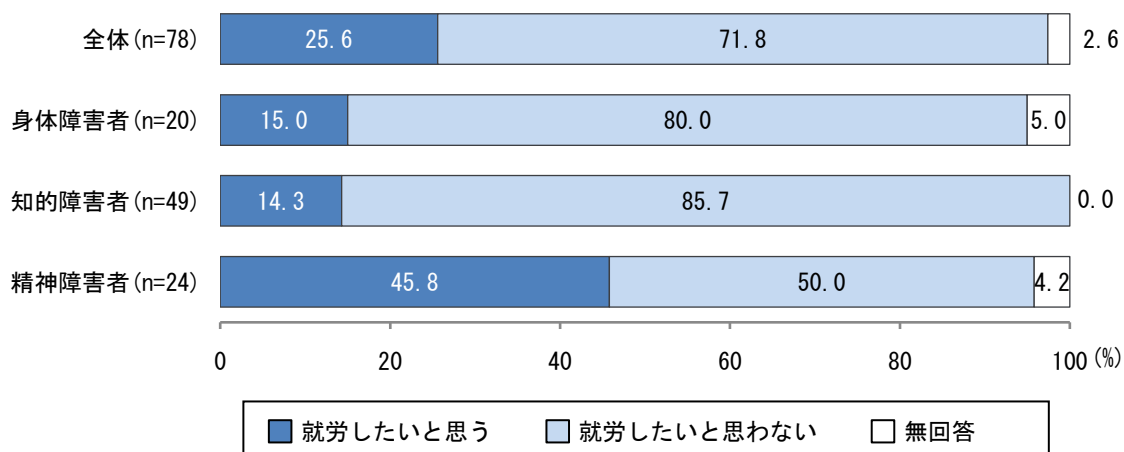
18歳以上の人のうち、就労しているのは33.2%となっています。知的障害者では「福祉施設・作業所など」、精神障害者では「一般就労」で働いている割合が高くなっています。

【就労状況《18歳以上》(障害種別)】



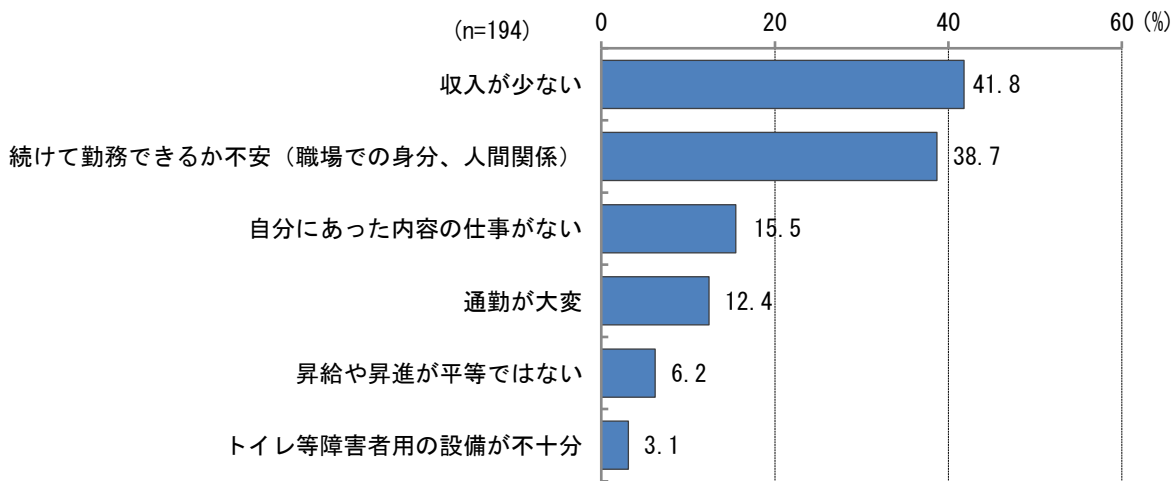
福祉施設・作業所などに通っている人のうち、一般企業などでの就労意向があるのは25.6%となっています。精神障害者では「就労したいと思う」が4割台半ばと高くなっています。

【一般企業などでの就労意向《18歳以上》(障害種別)】



働いていて困ることや不満に思うことについて、「収入が少ない」(41.8%)、「続けて勤務できるか不安(職場での身分、人間関係)」(38.7%)が上位となっています。

【働いていて困ることや不満に思うこと※上位6位】



障害者の就労支援に必要なことについて、「障害があっても働ける場所が増えること」(39.3%)、「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」(28.0%)、「職場で差別がないこと」(24.3%)が上位となっています。知的障害者では「障害があっても働ける場所が増えること」、「職場に介助などの支援をしてくれる人がいること」、精神障害者では「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」、「職場で差別がないこと」、「働きながら通院できること」、「在宅勤務ができること」が高くなっています。

【障害者の就労支援に必要なこと(障害種別)※上位8位】

		件数	こけ障 とる害 場があ がつ増 えも る働	る軟 こな と働 き勤 務が な で き 柔	こ職 と場 で 差 別 が な い	き働 るこ な が ら 通 院 で	れ通 て勤 い手 る段 こが と確 保 さ	人支 が援 いを に介 助こ とく な るの	実談 し、 労に て訓 いの け こ場 た とが 相 充	こ在 と宅 勤 務 が で き る
全体		671	39.3	28.0	24.3	19.4	17.1	15.8	14.5	13.1
障 害 種 別	身体障害者	324	27.5	18.8	16.7	15.4	14.5	12.0	7.4	7.4
	知的障害者	150	56.0	20.0	25.3	8.0	20.0	40.0	25.3	3.3
	精神障害者	222	45.5	43.2	32.9	32.0	17.1	8.1	18.5	26.6

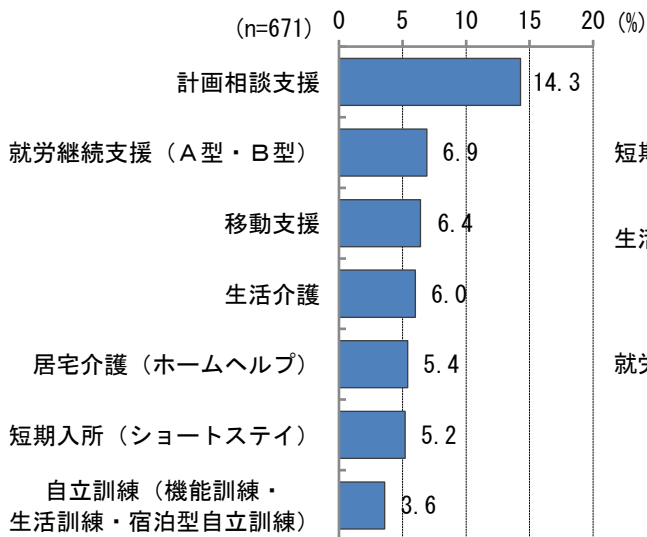
【まとめ】

- 一般企業などでの就労意向は2割台、精神障害者では4割台となっています。
- 就労の場での障害への理解が求められるとともに、短時間勤務や在宅勤務、通院しながらの就労など、柔軟な働き方ができる職場環境の整備が求められています。

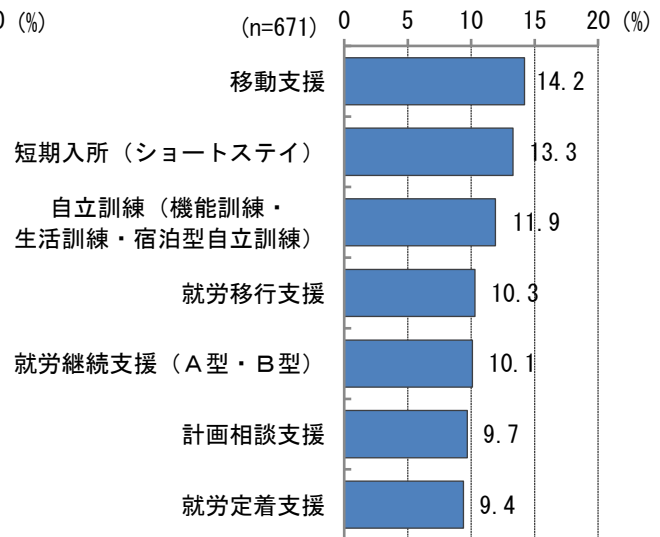
(4) 障害福祉サービスについて

現在利用している障害福祉サービスは「計画相談支援」(14.3%)、「就労継続支援(A型・B型)」(6.9%)、「移動支援」(6.4%)、今後利用したい障害福祉サービスは「移動支援」(14.2%)、「短期入所(ショートステイ)」(13.3%)、「自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)」(11.9%)が上位となっています。

【利用しているサービス※上位7位】

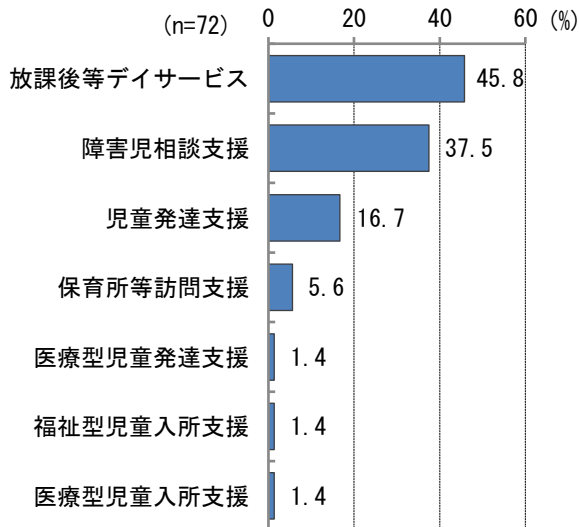


【今後利用したいサービス※上位7位】

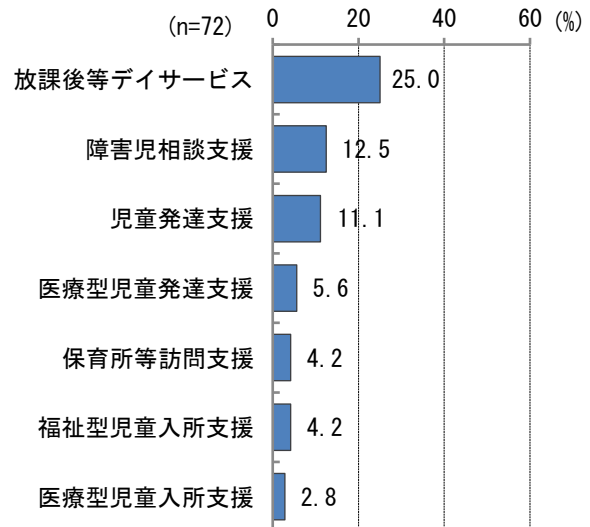


18歳未満対象では、現在利用している障害福祉サービス、今後利用したい障害福祉サービスともに、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」、「児童発達支援」が上位となっています。

【利用しているサービス
《18歳未満対象》※上位7位】

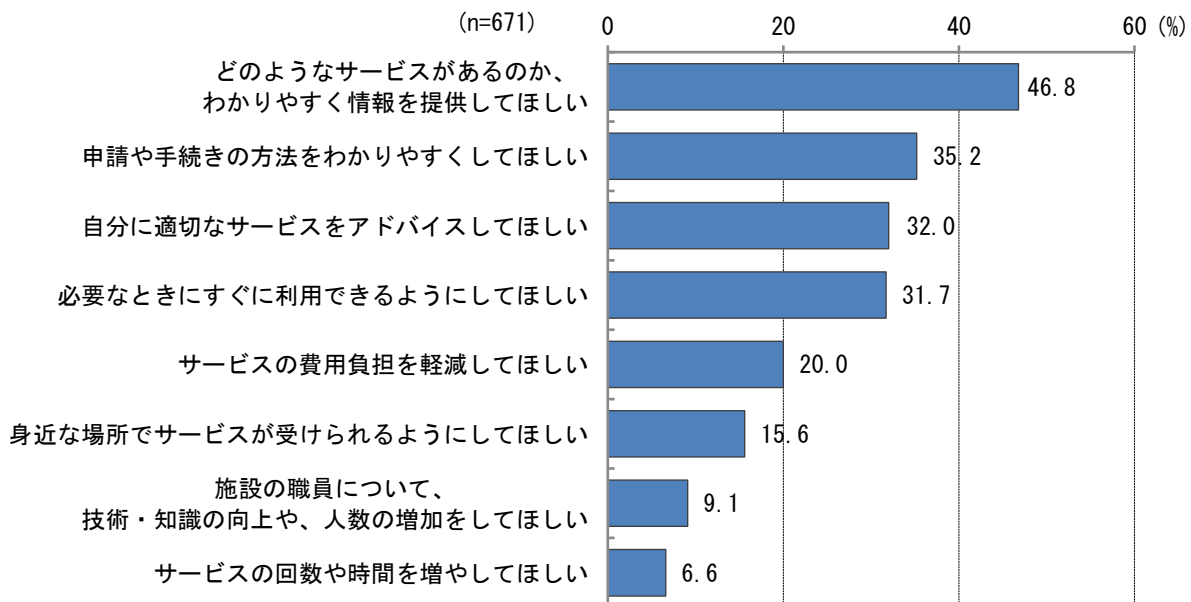


【今後利用したいサービス
《18歳未満対象》※上位7位】



障害福祉サービスを利用しやすくするために必要なこととしては、「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」(46.8%)、「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」(35.2%)、「自分に適切なサービスをアドバイスしてほしい」(32.0%)、「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」(31.7%)が上位となっています。

【障害福祉サービスを利用しやすくするために必要なこと※上位8位】



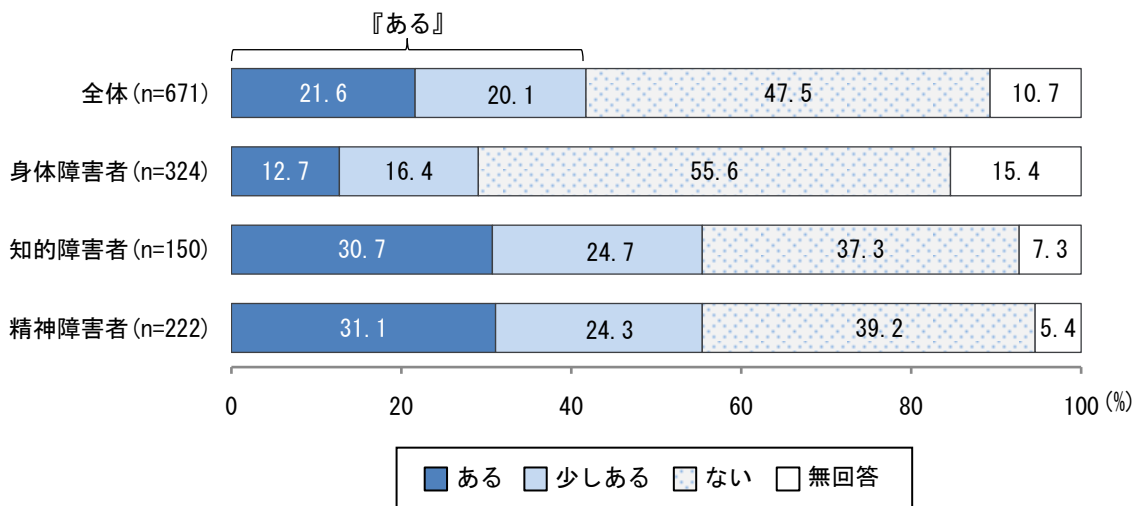
【まとめ】

- 今後利用したいサービスとして「移動支援」、「短期入所」、「自立訓練」のニーズが高くなっています。
- 「就労移行支援」、「就労継続支援」、「就労定着支援」など就労に関する支援のニーズも高く、就労支援の充実が求められています。
- 18歳未満では「放課後等デイサービス」の利用が多く、今後の利用意向も高いため、ニーズ量にあったサービス提供体制の整備が必要です。
- 障害福祉サービスを利用しやすくするために、サービス内容の情報提供や手続き方法の案内等が求められています。

(5) 権利擁護・虐待等について

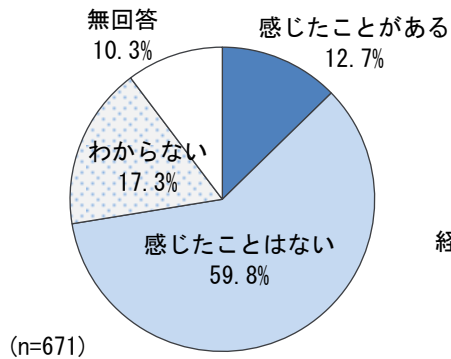
差別や嫌な思いをする（した）ことが『ある』と回答した人は41.7%となっており、知的障害者、精神障害者では5割以上となっています。差別や嫌な思いをした場所は、「学校・仕事場」と身近な場所が約5割となっています。

【差別や嫌な思いをする（した）経験の有無（障害種別）】

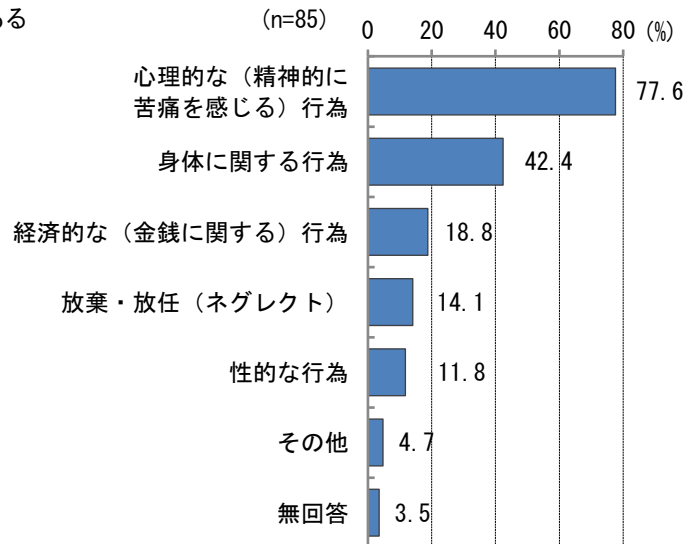


虐待を受けたと「感じたことがある」と回答した人は12.7%、虐待と感じた行為は「心理的な（精神的に苦痛を感じる）行為」が77.6%と最も高くなっています。虐待を受けたと感じた時の相談先は、「家族」（23.5%）、「医療関係機関」（17.6%）が挙がっていますが、「誰にも相談できなかった」が32.9%と最も高くなっています。

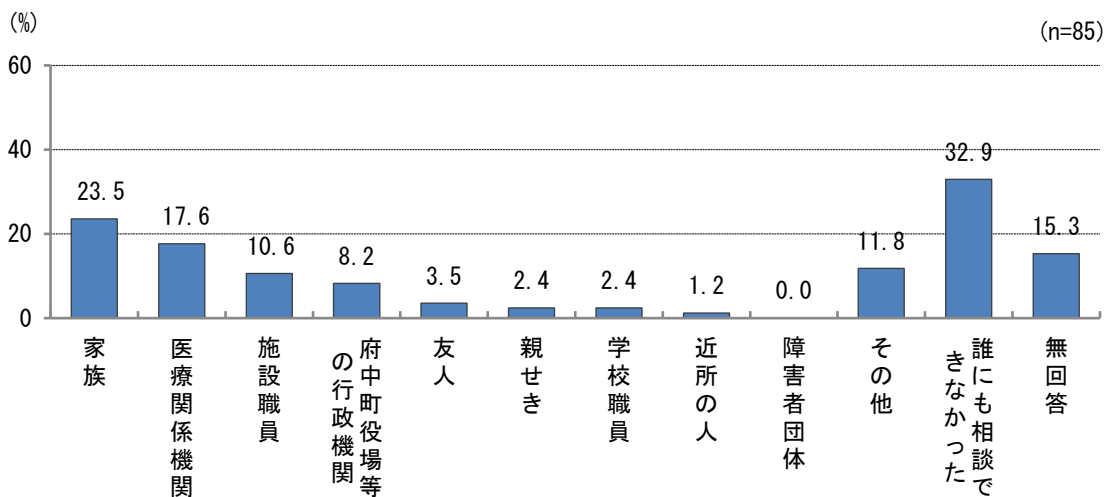
【虐待を受けたと感じたことの有無】



【虐待と感じた行為】

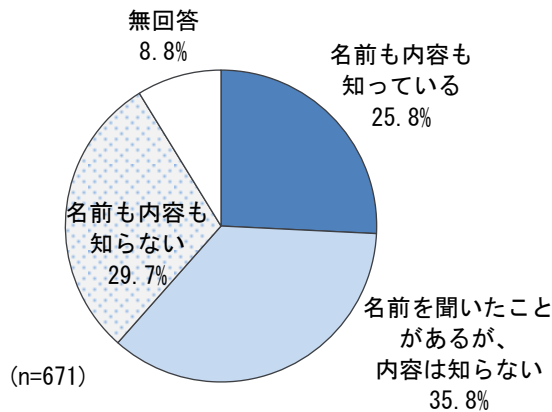


【虐待を受けたと感じた時の相談先】

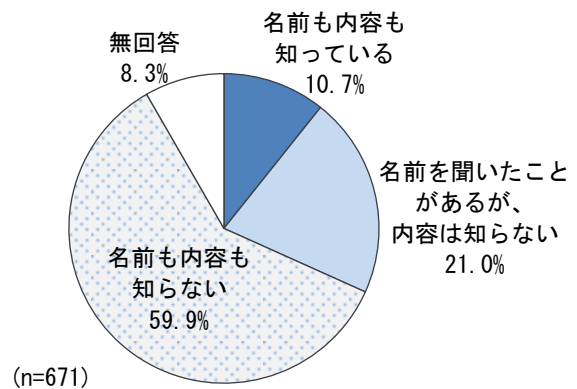


成年後見制度について、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が35.8%、「名前も内容も知らない」が29.7%と、6割以上の人が制度の内容を知らない状況です。また、障害者差別解消法について、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が21.0%、「名前も内容も知らない」が59.9%と、約6割は名前も内容も知らず、8割以上の人が内容を知らない状況です。

【成年後見制度の認知状況】



【障害者差別解消法の認知状況】



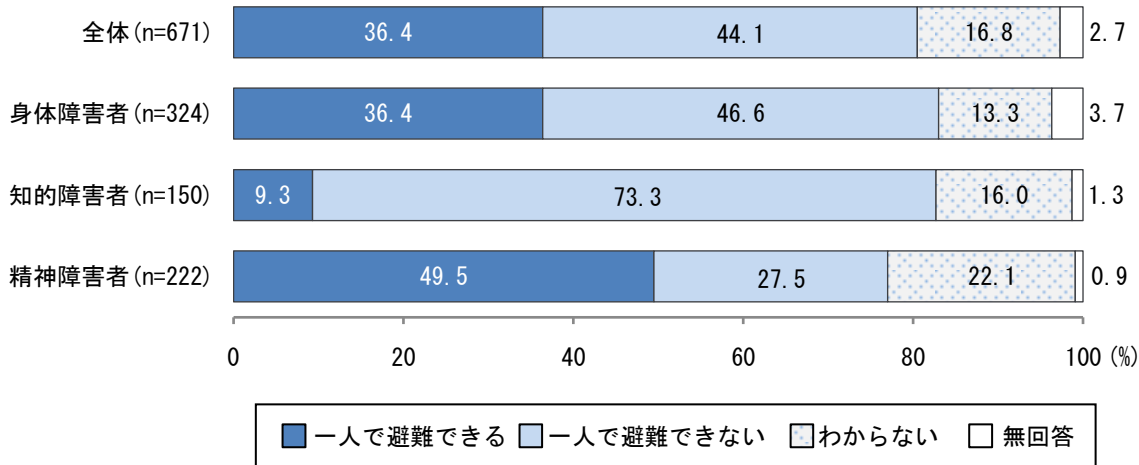
【まとめ】

- 差別や虐待の経験について、回答者の約4割が差別や嫌な思いをした経験があり、約1割が虐待を受けたと感じている状況です。
- 虐待を受けたと感じた人のうち、3割以上の人が誰にも相談できなかったと回答しており、相談先の情報提供や利用方法の周知を行う必要があります。
- 成年後見制度の認知度が低い状況となっており、障害のある人が必要とする制度等の情報提供を行う必要があります。

(6) 災害時の対応について

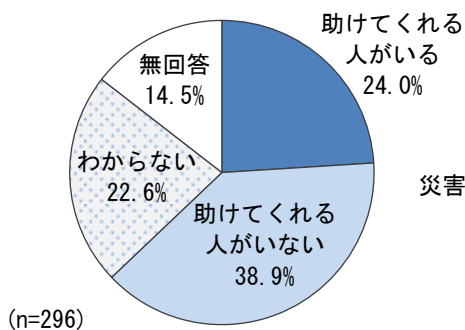
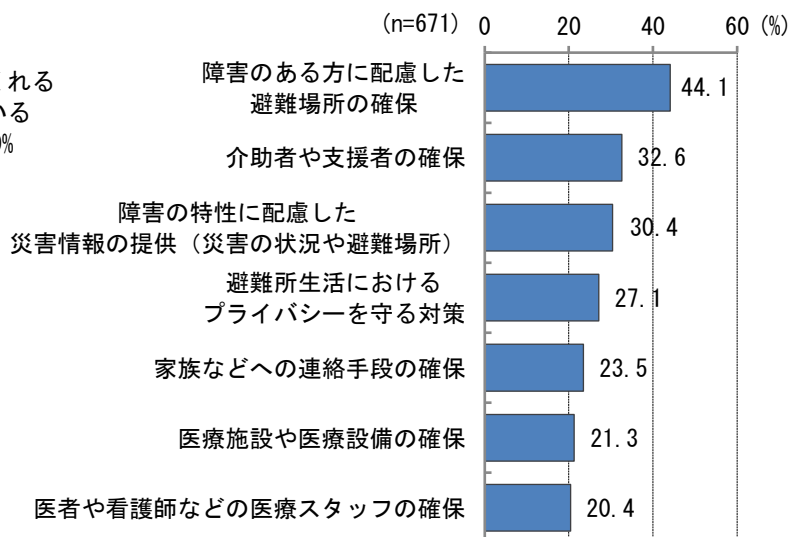
災害時に「一人で避難できない」と回答した人が44.1%、「わからない」と回答した人が16.8%と、約6割が災害時に一人で避難することが困難な状況となっています。特に、知的障害者では「一人で避難できない」が高くなっています。

【災害時に一人で避難すること（障害種別）】



家族の不在時に、近所に助けてくれる人の有無について、「助けてくれる人がいない」が38.9%、「わからない」が22.6%と、約6割が災害時の避難に不安がある状況となっています。

災害時に備えて必要な対策は、「障害のある方に配慮した避難場所の確保」(44.1%)、「介助者や支援者の確保」(32.6%)などが上位となっています。

【家族の不在時に、
近所に助けてくれる人の有無】【災害時に備えて必要な対策
※上位7位】

【まとめ】

- 災害時の対応について、約6割が一人で避難することが困難であり、近所に助けてくれる人がいない、またはわからない状況となっており、地域で障害のある人の避難を支援する体制づくりが必要です。
- 障害のある人に配慮した避難所の設置や、介助者、支援者の確保など、避難後の支援体制も整備する必要があります。

4 事業所・関係団体調査結果

(1) 事業所調査

【調査概要】

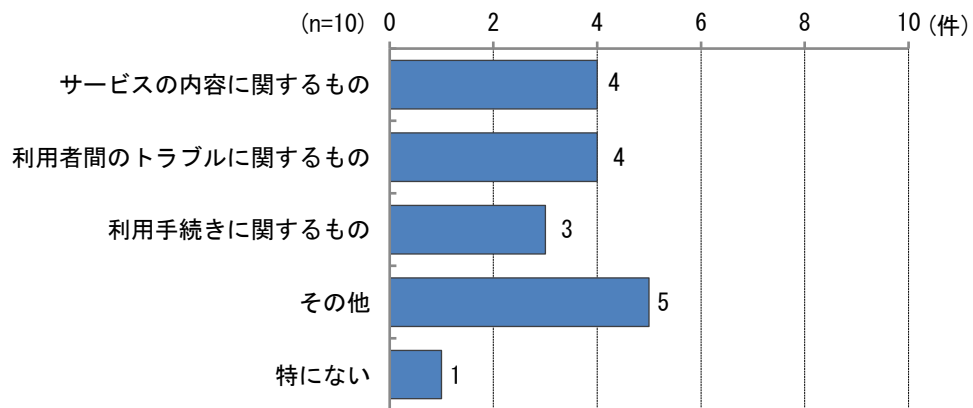
- ・調査目的 計画策定のための基礎資料とすることを目的として、障害者支援の活動に取り組む事業所（10 事業所）に対して、取組の現状や課題等について調査を実施しました。
- ・調査時期 令和5（2023）年7月～8月
- ・調査方法 郵送及びメールによる配布・回収
- ・回収件数 10 件

【回答内容】

①利用者からの意見・相談や悩みごと

選択式の回答では、「サービスに関するもの」、「利用者間のトラブルに関するもの」、「利用手続きに関するもの」が上位となっています。

【利用者からの意見・相談や悩みごと※回答があった選択肢のみ】



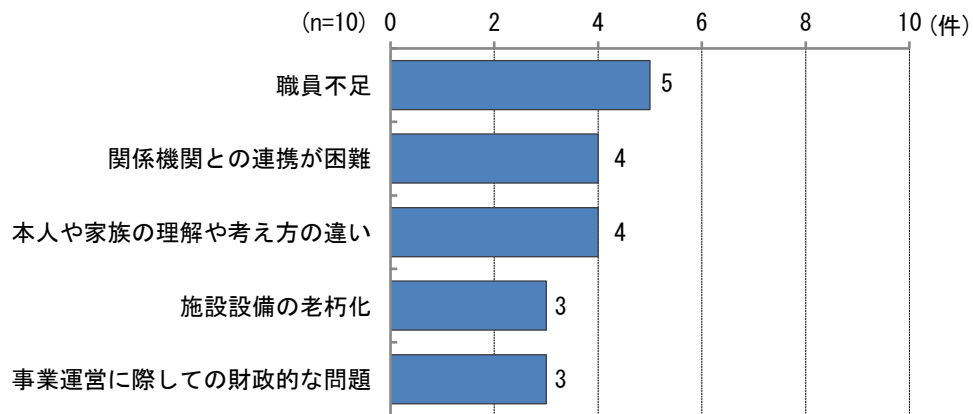
<自由意見>

- ・受給者証の取得や更新の方法を質問されることがあります。
- ・家庭や園、学校での困っていることやトラブルに関する相談があります。
- ・利用者間の人間関係、利用者の個人的悩み。（生活、仕事、お金、薬、人間関係等）
- ・利用者（保護者）としては、子どもの発達や成長、将来のことなどについて（療育）の相談が多いです。
- ・入りたい活動になかなか入れないとの意見があります。

②日々の障害者支援活動を行う上で困っていること

選択式の回答では、「職員不足」、「関係機関との連携が困難」、「本人や家族の理解や考え方の違い」などが上位となっています。

【日々の障害者支援活動を行う上で困っていること※上位5位】



<自由意見>

●職員不足についての意見

- ・女性職員が多く、結婚や出産のタイミングで退職や休職します。求人を募集しても問い合わせが少なく採用まで進みません。
- ・男性職員、送迎運転手が不足しています。

●施設設備の老朽化についての意見

- ・施設設備が古いため、修繕を行わなければならないです。
- ・活動に使用している設備、冷蔵庫が故障しているため、材料のストックのスペースが無く不便を感じています。

●本人や家族の理解や考え方の違いについての意見

- ・本人の思いと、親御さんの思いの違いを感じることがあります。本人の生きづらさ、困難さをきちんと家族が理解することができていないと感じる場面に出くわします。精神疾患の場合には、家で親の言うことをきかなければ”入院”というフレーズで本人を抑え込まれる親もいます。逆に本人の精神症状にふりまわされ疲れきってしまわれる親御さんがいることも現実です。

●運営についての意見

- ・医療的ケアの必要な利用者也受け入れたいが、力不足を感じています。研修が必要です。看護師等医療スタッフの常駐に向けて環境の整備が必要です。
- ・活動に入れる人数が限られているため、それ以外の利用者の適性に合った活動が必要です。工賃のアップもしたいです。

③現在提供している障害福祉サービスの動向

現在提供している障害福祉サービスの利用状況について、「ほとんど空気が無い」が 18.2%、「利用率は8～9割程度」が 22.7%と、約4割の事業所が満員に近い状態となっています。

【利用定員に対する稼働割合※回答があったサービスのみ】

単位(件)

提供しているサービス	合計	ほとんど 空気が無い	利用率は 8～9割程度	利用率は 5～7割程度	利用率は 4割以下	無回答
合計	22	4	5	4	6	3
障害児相談支援・計画相談支援	4	1	1	0	1	1
就労継続支援(B型)	3	1	0	2	0	0
児童発達支援	3	1	0	0	2	0
放課後等デイサービス	3	0	2	1	0	0
短期入所(ショートステイ)	2	0	0	1	1	0
生活介護	2	1	1	0	0	0
共同生活援助(グループホーム)	2	0	1	0	0	1
地域移行支援・地域定着支援	2	0	0	0	1	1
就労移行支援	1	0	0	0	1	0

今後3年間の見通しとして「増加する」と見込まれているのは、「障害児相談支援・計画相談支援」、「短期入所(ショートステイ)」、「共同生活援助(グループホーム)」、「地域移行支援・地域定着支援」、「就労移行支援」となっています。

【今後3年間の利用見込み※回答があったサービスのみ】

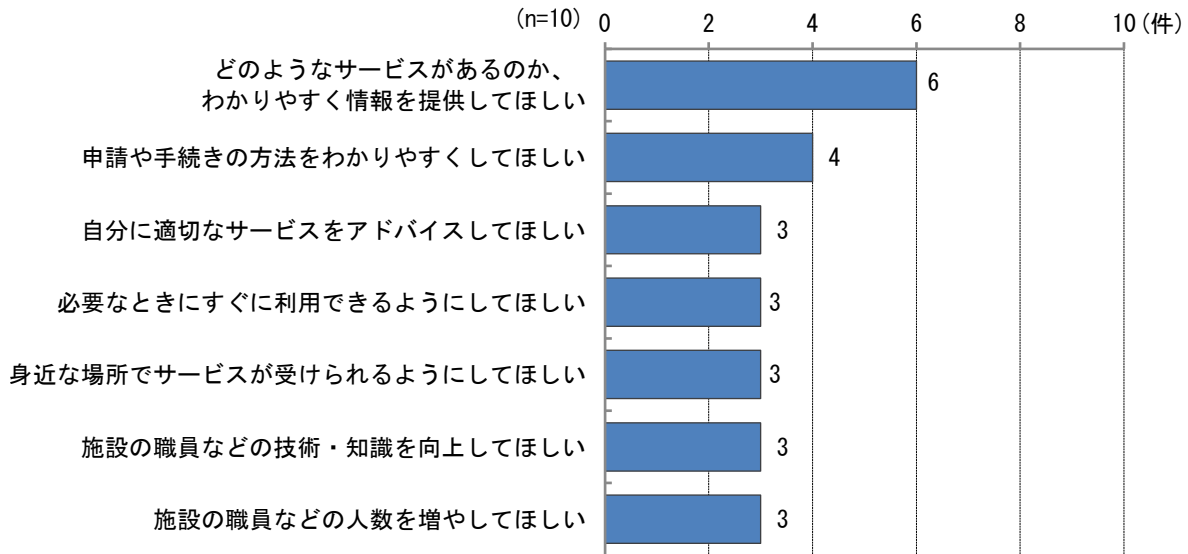
単位(件)

提供しているサービス	合計	増加する	変わらない	減少する	無回答
合計	22	7	14	0	1
障害児相談支援・計画相談支援	4	2	1	0	1
就労継続支援(B型)	3	0	3	0	0
児童発達支援	3	0	3	0	0
放課後等デイサービス	3	0	3	0	0
短期入所(ショートステイ)	2	2	0	0	0
生活介護	2	0	2	0	0
共同生活援助(グループホーム)	2	1	1	0	0
地域移行支援・地域定着支援	2	1	1	0	0
就労移行支援	1	1	0	0	0

④障害福祉サービスが利用しやすくなるために必要なこと

選択式の回答では、「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」、「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」などが上位となっています。

【障害福祉サービスが利用しやすくなるために必要なこと※上位7位】



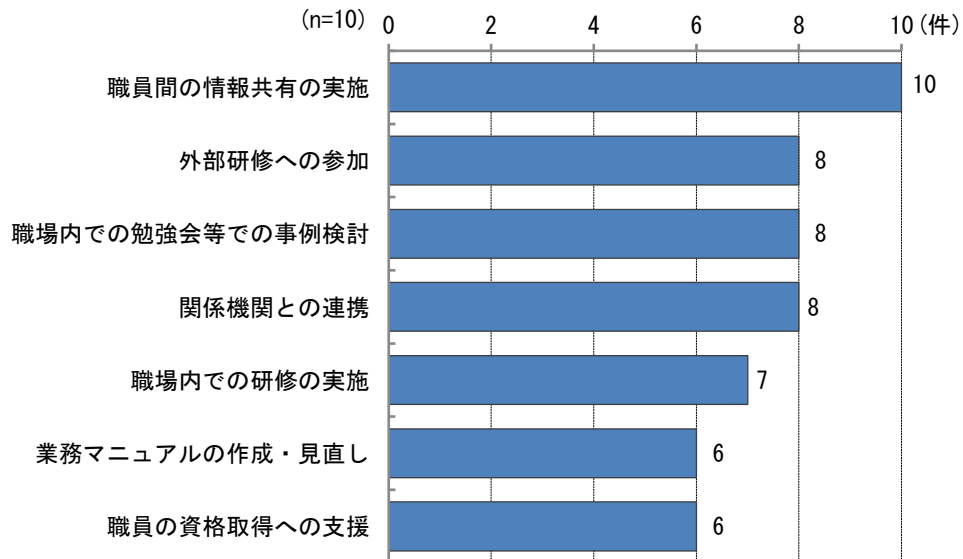
<自由意見>

- ・町内にある事業所の療育の内容や目的などが比較できれば、利用者が必要なサービスを選ぶことができると思います。
- ・職員の人数が増え、研修を受ける機会も今以上に増えれば、利用者により良いサービスを提供することができると思います。
- ・利用者本人に対する支援はもちろんだが、家族に対するサポートの充実が必要です。(特に親が高齢の方)
- ・障害者が地域で「暮らす」ことについて、町政としてもっとサポートしていただきたいです。(特に重度の方。グループホームの重要性に対する理解)
- ・必要な時、保護者が困った時にすみやかに利用できるシステムがあれば良いのではないかと思います。
- ・身近な地域で、その人の特性、希望に合ったサービスが利用できるよう、わかりやすく情報提供ができれば良いと思います。

⑤サービスの質を向上させるために行っている取組

選択式の回答では、「職員間の情報共有の実施」はすべての事業所が実施しています。また、「外部研修への参加」、「職場内での勉強会等での事例検討」、「関係機関との連携」などが上位となっています。

【サービスの質を向上させるために行っている取組※上位7位】



<自由意見>

- ・ 内部、外部問わず、研修に参加しています。
- ・ 職員間でのミーティングを毎日行い、事例の検討を行っています。
- ・ 職員の資格取得に対する費用の全額または一部を負担しています。
- ・ 職員の資質の向上は必須です。無資格の職員はいませんが、新たな分野の資格取得は積極的に応援します。
- ・ 育休の取得、時短勤務、保育園の設置等できる限りのことはやっています。
- ・ 活動内容や支援内容に偏りが出ないように、ローテーションで活動の支援を行っており、情報共有に努めています。
- ・ 職員間の情報共有は毎日、活動の合間の休憩時間、活動終了後の記録時間に情報共有の実施をしています。
- ・ サービス管理責任者の研修、相談支援専門員の研修等、積極的に進めています。
- ・ 月1回の ZOOM ミーティングで、最も新しい情報が共有できるようにしています。不参加でも動画受講するようにしています。

⑥障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行を円滑に行うための取組や工夫

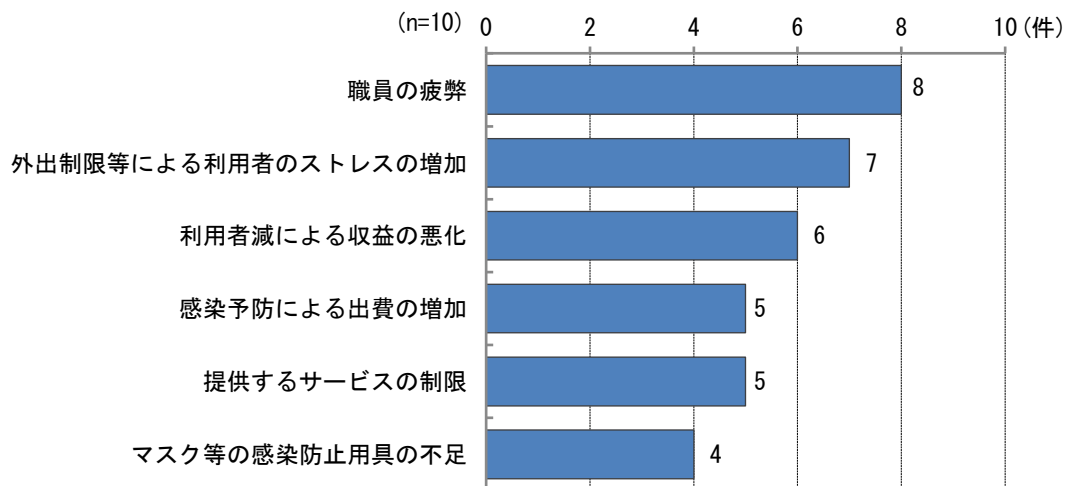
<自由意見>

- ・ B型の場合は 65 歳を超えても継続して利用できるもので、本人の健康状況等を関係機関と連携しながら見守りサポートを行っています。相談支援の場合は 65 歳前の方の相談もあり、福祉課とも相談しながら包括支援センターへも連携がとれるよう、本人へも説明を行っています。
- ・ 現在その年齢にあたる方がおられ、支援員と相談を進め、家族とも話を進めている最中です。本人が両方のサービスを少しずつ受けてスムーズに移行できるようにと思っています。
- ・ 法人内に児童発達支援から就労継続支援 B 型があるので、必要であれば情報を共有し、移行することができます。
- ・ 利用者本人と十分な話し合いを行います。他法人や研修等で情報収集、共有を行います。
- ・ B 型から介護保険サービスに移行された利用者はいませんが、卒業され、65 歳からシルバー人材センターへ登録されるなどの社会資源を利用されている方はいらっしゃいます。何歳になってもこれまでどおり利用できる間は利用できると思いますが、難しい場合は相談員と一緒に考えていきたいです。

⑦新型コロナウイルス感染症が広まる中で困ったこと

選択式の回答では、「職員の疲弊」、「外出制限等による利用者のストレスの増加」、「利用者減による収益の悪化」などが上位となっています。

【新型コロナウイルス感染症が広まる中で困ったこと※上位 6 位】



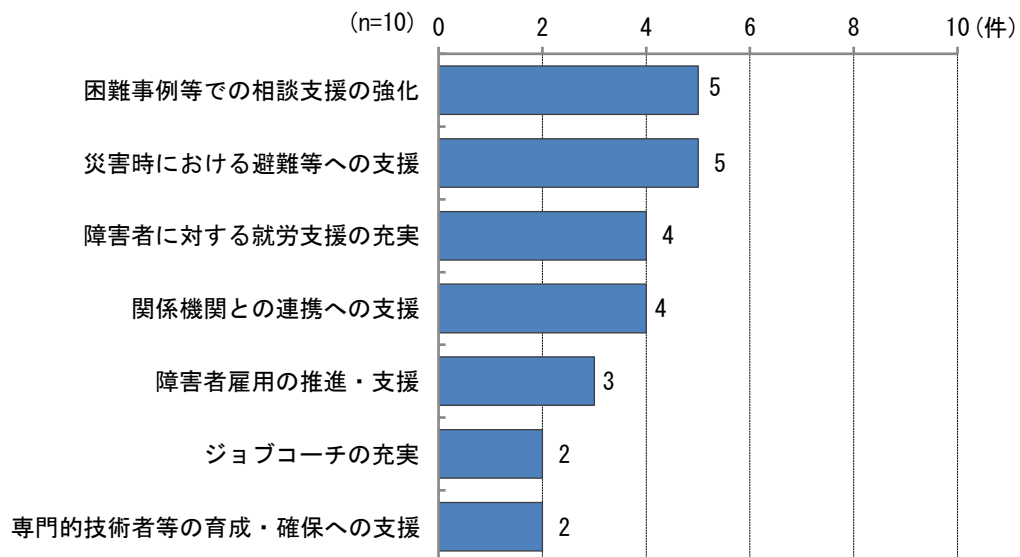
<自由意見>

- ・感染または予防のため、利用を控える方が多くいました。児童発達支援では行動制限により活動できる場が限られ、保護者もストレスを感じた方が多かったです。
- ・就労機会の減少、職員業務の増加がありました。
- ・職員の感染による人手不足から、事業を縮小しながらも長期休園に至ることなく今日までやってきました。利用者（保護者）と職員に理解があったからだと考えています。
- ・マスクや消毒液、検査キット等の購入等への出費はかなりありました。
- ・通所を控えられる利用者がいたり、活動人数を減らすため午前、午後で人数を分けたりなどしました。家から外に出て社会の中で交流したい、話したい、という利用者が多い中、制限されることでのストレスがかなりあったと思います。密にならないよう、活動場所を工夫するなどしました。活動中は換気をするため冬も夏も窓を開けっぱなしの状態でした。
- ・感染予防のために必要な消毒用のアルコールや清掃用のハイター、ペーパータオルや暖房用、冷房用の電気代等々の増大がありました。
- ・感染が怖くて通えなくなられる方、生活の萎縮化、大きな声を出すことも躊躇してしまうような雰囲気、歌も歌えない圧迫感、かなりのストレスをこの3年間以上の間でためられていると感じています。
- ・生活スペースの区別など、スタッフは大変気を遣って過ごすことになるため負担が大きいです。

⑧府中町の障害福祉の取組に対する意見や要望

選択式の回答では、「困難事例等での相談支援の強化」、「災害時における避難等への支援」、「障害者に対する就労支援の充実」、「関係機関との連携への支援」などが上位となっています。

【府中町の障害福祉の取組に対する意見や要望※上位7位】



<自由意見>

- ・様々な相談支援事業所や他の事業所と連携がとれる機会が今以上に増えるよう、顔を合せてお話できる機会があれば嬉しいです。
- ・コロナ禍以降、就労事業（収入）が減っています。現状を知っていただき、相談にのっていただきたいです。
- ・災害時等の対応ネットワークづくりを進めてほしいです。
- ・相談支援事業、特に乳幼児期から児童をみてる事業所が少ないと思います。積極的に強化をはかっていただきたいです。
- ・重層的支援体制整備事業の実施計画について、福祉の観点だけではなく、地域のリソースを活用しながら進めていくことが必要だと思います。
- ・ハザードマップを利用するなどして避難訓練は随時行っていますが、利用者個人が地域の中でどのように避難できるか、どんなサポートができるか、不安があります。
- ・少しの就労から本人の自信につながっていると思います。そのような機会を頂けることを希望しています。
- ・精神の病気は長く通院が必要なため自己負担が少しでも軽くなれば大変助かります。

(2) 関係団体調査

【調査概要】

- ・調査目的 計画策定のための基礎資料とすることを目的として、障害者支援関係団体（5団体）に対して、取組の現状や課題等について調査を実施しました。
- ・調査時期 令和5（2023）年7月～8月
- ・調査方法 郵送及びメールによる配布・回収
- ・回収件数 5件

【回答内容】

①日々の障害者支援活動を行う上で困っていること

選択式の回答では、「担い手不足」、「加入者の減少」、「加入者（障害者本人）の高齢化」、「加入者（障害者の家族）の高齢化」、「活動に対するボランティアの不足」、「障害者手帳所持者等の情報の入手が困難」との回答がみられました。

<自由意見>

- ・若い人の参加がなく、家族の会を知らない人が多いのではないかと思います。
- ・加入者が増えないので、会として新しい広がりを見出すことが難しいです。役員を引き受ける人がいないです。
- ・会員の年齢は70代、80代がほとんどで、定例会でも「親亡き後」のことが一番の心配ごとです。すでに亡くなられたり、病気を患って会に参加できない方もいらっしゃいます。若い方は仕事をされているので会のお世話をするのは難しく、会員数は減っていくばかりだと思われます。
- ・加入者本人や保護者の高齢化。保護者の高齢化により障害児・者を支援できず他の市町のグループホームや入所施設に入所することです。

②障害のある人にとっての府中町の住みやすさ

「どちらかといえば住みやすいまちである」が2件、「どちらかといえば住みにくいまちである」が1件、「どちらともいえない」が2件となっています。

<自由意見>

●住みやすい点についての意見

- ・町内に日常の買い物や娯楽の場があり、生活の利便性が高いこと。
- ・町内に広い公園があるので、障害児及びその家族が住宅地の公園よりは人目を気にする負担が比較的少なく過ごせること。

●住みにくい点についての意見

- ・町内に特別支援学校がないので、知的障害児、肢体不自由児は町外に通学しなければならないこと。障害の程度が重い（移動に困難さを抱える重度知的障害、発達障害）子どもほど、早い段階から毎日スクールバスで片道 40 分以上かけて通学している現状があります。
- ・町内の小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒は 100 人以上いますが、町外の特別支援学校に在籍している障害の重い子どもたちの存在自体が埋もれてしまっていて、町内で認識されていない恐れがあります。
- ・生まれ育った府中町で住み続けるため、グループホーム等の施設を充実すべきです。（特に障害の重い人のグループホーム）

③分野別にみた取組の在り方

【団体にとって重要と思われる分野】

分野(回答件数)	取組主体	主な回答内容
障害への理解と交流の促進(3件)	団体	・家族が障害について正しく理解をするため勉強会への参加。 ・家族会につながっていない方の参加への取組。
	行政との協働	・障害者の方々が今困っていることを取り上げる。 ・福祉課の方がオブザーバーとして学習会に参加。
保健・医療分野(1件)	団体	
	行政との協働	・町内で、内科・歯科・整形外科など安心して通院できる場所の確保。
地域における生活支援分野(3件)	団体	・他の市町の障害福祉サービス状況の情報共有。 ・家族会で定期的に集まれる場所づくり。
	行政との協働	・障害福祉サービスの向上のための提案。 ・グループホーム、働く場所の充実。
自立と社会参加分野(1件)	団体	・町内外での行事立案、計画実施。
	行政との協働	・町内での行事の実施と広報。

分野(回答件数)	取組主体	主な回答内容
療育・保育・教育分野(2件)	団体	・進路や子育て全般についての経験談、体験談を気軽に話せる環境づくり。 ・療育・保育・教育に関して新たに出てきた言葉の意味、内容を理解できるよう勉強会を開催。
	行政との協働	・障害児の子育てや進路、生活について助言、交流を望む人を紹介するシステムの構築。
生活環境の整備分野(4件)	団体	・災害発生時に障害児を抱えた自分たちがどう行動するのかシミュレーションする機会づくり。 ・福祉のまちづくりのため、他の市町のサービスの広報、情報共有。
	行政との協働	・障害児・者と避難訓練。 ・福祉避難所の説明会の実施。

④新型コロナウイルス感染症が広まる中で困ったこと

選択式の回答では、「団体の総会等の活動ができない」、「地域での活動が制限された」、「マスクでコミュニケーションが難しかった」との回答がみられました。

<自由意見>

- ・月1回の定例会が開催できず、会員同士の交流、会の活動が制限され、孤独感を強く感じる会員もいました。
- ・高齢の方が多いこともあり、定例会はしばらく中止せざるを得ませんでした。開催できない間はクリスマスカードを送るなどしていました。
- ・今年に入り通常が開催ができるようになりましたが、まだまだマスクを外すことはできず、検温も欠かさずといった状態です。
- ・新型コロナのため、総会行事等が制限されました。障害児・者は持病をもっている人が多く特に影響を受けました。

⑤他団体との交流や協力関係

交流や協力関係のある団体等の回答では、「社会福祉協議会」、「障害者福祉施設」、「ボランティア団体」、「自治会」、「保育園(所)・幼稚園・こども園」、「保護者会、PTA」との回答がみられました。

交流や協力関係を希望する団体等の回答では、「社会福祉協議会」、「保育園(所)・幼稚園・こども園」、「小・中学校」、「自治会」、「地区公民館」、「障害者福祉施設」、「ボランティア団体」との回答がみられました。

<自由意見>

●交流や協力関係のある団体等について

- ・ 障害者福祉施設には障害者の家族として先輩である方が多く、困ったことなど相談にのってもらっています。
- ・ 社会福祉協議会には、月1回の定例会開催の場としてふれあい福祉センターの一室を貸してもらっており、活動内容の相談や、提案、助言をしてもらっています。
- ・ 障害者福祉施設に定例会の場所を借りており、合同クリスマス会も行っています。
- ・ 社会福祉協議会に助成金をいただき、会の運営に役立てています。またクリスマス会などの会場をお借りしています。
- ・ 2か月に一度、誰でも参加できるサロンを開いており、毎回ボランティア団体の方に参加いただいています。
- ・ 広島県精神保健福祉家族会連合会の会員に入っており、情報提供をいただいたり、イベント参加をさせていただいています。
- ・ 地区公民館へ当会の案内チラシを置かせてもらえるよう協力をお願いしたいです。(障害児の家族はもちろんだが、地域の人たちにも会の存在を知ってもらうため)
- ・ 保育所、幼稚園、こども園、小・中学校通して、当会の案内チラシを配布してもらえるよう協力をお願いしたい。(子どもが通う園、学校からの配布物は保護者が目を通す可能性が高いため)
- ・ 運動会等のスポーツ大会、障害児・者の祭の支援と広報。

⑥府中町の障害福祉の取組に対する意見や要望

選択式の回答では、「団体に関する情報提供の支援」、「障害者の情報の団体への提供」、「活動費の支援」、「町職員の活動への参加の推進」との回答がみられました。

<自由意見>

- ・ 障害児・者がいる家庭同士の交流を希望する人に対し、障害者支援団体の情報を積極的に提供してほしいです。
- ・ 定例会の予定を広報のカレンダーに載せてもらっていますが、学習会や定例会の案内やチラシなどを窓口へ置かせてもらいたいと考えています。
- ・ 他の市町の障害福祉のサービスの情報提供。
- ・ 講演会を行うにあたり、講師の謝礼金の補助がほしいです。
- ・ スマイル21、運動会、スポーツ大会等への町職員の参加。

5 本町における課題

(1) 障害者と家族、介助者の高齢化

アンケート結果では障害者と介助者ともに 70 歳以上の割合が 3 割以上と最も高くなっています。介助者では「健康に不安がある」と回答した人の割合も 2 割台後半となっており、障害者本人とその家族の高齢化が進み、今後福祉サービスのニーズがさらに高まることが予想されます。

障害者自身の高齢化に伴う福祉サービスの充実とともに、家族の介助が困難となった場合でも障害者本人が必要なサービスを受けることができるよう、包括的な支援体制の整備が必要です。

(2) 地域生活への移行支援

アンケート結果では障害者の 7 割近くが家族と同居しており、5 割以上が今後も家族と暮らすことを希望しています。

また地域で安心して暮らすために必要な支援として「経済的な負担の軽減」が上位となっています。障害者が地域から孤立することなく、本人が望んだ生活を実現するためにも、障害者の地域生活への移行支援と経済的な負担の軽減が求められます。

(3) 就労支援の充実

アンケート結果では福祉施設・作業所などに通っている人のうち、2 割以上の人が一般企業などでの就労意向があると回答しており、特に精神障害者では「就労したいと思う」が 4 割台半ばと高くなっています。

また障害者の就労支援に必要なことについて、「障害があっても働ける場所が増えること」、「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」など働き方に関する支援が上位となっています。

一般企業などの就労の場での障害への理解促進を図るとともに、短時間勤務や在宅勤務などの柔軟な働き方ができる職場環境の整備促進が必要です。

(4) 相談支援の充実

アンケート結果では地域で安心して暮らすために必要なこととして「相談支援の充実」が上位となっています。また障害福祉サービスを利用しやすくするために必要なこととしては、「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」や、「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」等が上位となっており、自身に適切なサービスが分かるような相談支援を必要としていることがうかがえます。

障害者本人にとって適切な障害福祉サービスが受けられるように相談支援体制の充実を図る必要があります。

（５）障害福祉サービスの充実

アンケート結果では今後利用したいサービスとして「移動支援」、「短期入所（ショートステイ）」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）」のニーズが高い一方で、「就労移行支援」、「就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）」、「就労定着支援」など就労に関する支援のニーズも高くなっています。また 18 歳未満では「放課後等デイサービス」の利用割合が高く、今後の利用意向も高くなっています。

利用意向ニーズが高い障害福祉サービスを充実させるとともに、就労支援や放課後等デイサービスの充実など、今後必要とされるサービスについても提供体制を充実させる必要があります。

（６）権利擁護・虐待の防止

アンケート結果では差別や嫌な思いをする（した）ことが『ある』と回答した人は約４割となっており、差別や嫌な思いをした場所は、「学校・仕事場」と身近な場所が約５割となっています。

虐待を受けたと「感じたことがある」と回答した人は約１割となっていますが、その時に「誰にも相談できなかった」と回答した人は３割を超え最も高くなっています。

また成年後見制度について、６割以上の人が制度の内容を知らない状況です。

差別や虐待を受けた時の相談先の情報提供や、相談窓口の利用方法の周知を行うとともに、障害のある人が必要とする制度等の情報提供が必要です。

（７）災害時の体制整備

アンケート結果では災害時の避難について「一人で避難できない」、「わからない」と回答した人が約６割となっており、障害のある人の半数以上が災害時に一人で避難することが困難な状況です。

また家族の不在時に、近所で助けてくれる人の有無についても、約６割の人が「助けてくれる人がいない」、「わからない」と回答しており、災害時の避難に不安がある状況となっています。

災害時に障害のある人の避難を地域で支援する体制づくりが必要です。

第3章

府中町第4次障害者計画

第3章 府中町第4次障害者計画

1 基本理念

本町は、「第3次計画」において、「障害のある人もない人も、互いの個性を尊重し、支え合い、共に生きる府中町」を基本理念とし、共生社会の実現や誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

国は、令和5（2023）年4月に「障害者基本計画（第5次）」において、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す」としています。これに基づき、「第5次広島県障害者プラン」（令和6年4月）では、「すべての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく、安心して暮らせる共生社会の実現」を基本理念とし、「障害者自らが社会参加の機会や支援を選択できる環境の整備」と「地域の障害者の支援体制の整備」という2つの注力すべき事項を定めています。

本計画では、国や県の動向を踏まえつつ、共生社会のさらなる実現を目指して、引き続き「障害のある人もない人も、互いの個性を尊重し、支え合い、共に生きる府中町」を基本理念とし、各種施策を展開していきます。

基本理念

障害のある人もない人も、互いの個性を尊重し、
支え合い、共に生きる府中町

2 基本目標

基本理念を実現するために、次の6つの基本目標に基づき、各種施策に取り組みます。

基本目標1 障害への理解促進と共生のために（理解促進・交流・情報提供）

障害のある人もない人も互いの個性を尊重し、共生する社会を実現するためには、障害のある人や障害に関する正しい知識の理解と認識を深めることが必要です。

町民へ障害のある人や障害に関する相互理解を促進し、障害者・関連団体への自発的活動を支援します。また町の広報紙・情報誌・ホームページ等での障害への理解に関する啓発広報を推進します。

障害のある人が必要なサービスの情報を受け取ることができるように、情報提供体制を充実させ、情報提供のバリアフリー化を推進します。

障害に関する理解を深め、障害者支援団体が継続して活動することができるように、ボランティアの育成・活動支援を行います。

障害のある人が円滑にコミュニケーションを取ることができるように、手話通訳者・要約筆記者の体制整備、点訳・朗読ボランティアを養成し、意思疎通支援を図ります。

基本目標2 生き生きと暮らすために（保健・医療・福祉）

障害の早期発見・早期治療のためにも、町民誰もが適切な保健・医療を受けることができる環境の整備や相談体制の充実が必要です。

ライフステージに応じた支援体制を整備し、障害の予防・治療体制を充実させます。

障害者への経済的負担を軽減し、自立した生活を送ることができるように、医療費等の給付の実施と制度の周知を行い、地域生活への移行支援を推進します。

基本目標3 とともに育ち学ぶために（教育）

障害のある子どもの健やかな成長のためには、関係機関が連携した切れ目のない支援が不可欠です。

障害の早期発見により子どもの持つ能力を最大限に伸ばすことができるように、教育環境の整備を図ります。また障害児とその保護者が発達の段階に応じた切れ目のない支援を受けることができるように、子どもの就学や進路等について相談できる体制を強化します。

基本目標4 自立して暮らすために（雇用・就業）

障害のある人が地域で自立した生活を営むためには、本人の就労先の確保が必要です。

働く意欲のある障害者が自身の能力を十分発揮することができるように、企業や地域に対して障害者の雇用・就業に関する理解促進や啓発広報を充実させます。

また障害者本人が就労するために必要な能力を身に付けることができるように、職業訓練に関する情報提供体制を強化するとともに、就労定着を支援するための取組を展開します。

基本目標5 安心して暮らすために（権利擁護・差別解消）

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、社会のあらゆる場面における障害を理由とする差別の解消と虐待の防止及び権利擁護の推進を図ることが重要です。

障害者への虐待の早期発見や防止のための取組を推進するとともに、障害者本人の意思決定を尊重するために、成年後見制度の周知・広報を強化します。

基本目標6 住みよいまちづくりのために（生活環境）

障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちを実現するためには、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進が重要です。

誰もが暮らしやすいまちづくりを目指して、障害者の住居の確保や公共施設等でのバリアフリー化を推進します。また障害者に対する公共交通機関の運賃の助成を継続し、障害者の積極的な外出を促進します。

災害時における障害者の安否確認や避難経路について検討するとともに、障害者が犯罪に巻き込まれることを防ぐための防犯対策を推進します。

3 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の展開
障害のある人もない人も、互いの個性を尊重し、 支え合い、共に生きる府中町	1 障害への理解促進と共生のために (理解促進・交流・情報提供)	(1) 障害への理解促進	①障害者と町民の相互理解促進 ②障害者・関連団体の自発的活動への支援
		(2) 啓発広報・情報提供の充実	①広報紙・情報誌・ホームページ等の充実 ②情報提供体制の充実 ③情報バリアフリー化の推進
		(3) 障害者・関連団体の育成、活動の活性化	①ボランティアの養成 ②各種団体の活動支援 ③各種団体の情報提供とネットワーク化の推進
		(4) 意思疎通支援	①手話通訳者・要約筆記者等の体制整備 ②点訳・朗読ボランティアの養成 ③手話の普及
	2 生き生きと暮らすために (保健・医療・福祉)	(1) 予防・治療体制の充実	①ライフステージに応じた支援体制の充実 ②難病患者への支援
		(2) 保健・医療サービスの充実	①医療費等の給付 ②きめ細やかな医療情報の提供 ③リハビリテーションの充実
		(3) 地域生活への移行の促進	①地域移行支援の実施 ②経済的支援施策の周知
		(4) 福祉サービスの充実	①障害福祉サービスの充実 ②サービスの計画的な提供・整備 ③地域生活支援事業の充実 ④障害福祉拠点施設の充実 ⑤障害の早期発見・早期支援 ⑥放課後等の支援の充実
		(5) 精神保健・医療・福祉施策の総合的な取組	①包括的な相談支援の実施 ②精神疾患の早期発見・早期治療 ③社会復帰支援の充実 ④認知症対策の充実
	3 ともに育ち学ぶために (教育)	(1) 就学・相談支援体制、教育環境の充実	①就学・進路相談の充実 ②教育支援体制の充実 ③教職員の指導力向上
		(2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実	①生活学習や文化活動の充実 ②障害者の参加できるスポーツ活動、レクリエーション活動の推進 ③障害児の運動機会の充実 ④指導者等の育成
	4 自立して暮らすために (雇用・就業)	(1) 雇用・就業の促進	①啓発広報の充実・理解促進 ②雇用・就業機会の拡大と工賃水準の引き上げ ③職業訓練の情報提供の充実 ④障害者雇用の実施
		(2) 就労支援体制の充実	①就労定着の推進 ②ジョブコーチ制度の推進
	5 安心して暮らすために (権利擁護・差別解消)	(1) 障害者差別の解消・虐待の防止	①差別解消・虐待防止のための安全確認 ②担当職員の対応力向上
		(2) 権利擁護の推進	①成年後見制度の利用促進
		(3) 行政サービス等における配慮	①障害者理解のための職員研修の実施
	6 住みよいまちづくりのために (生活環境)	(1) ユニバーサルな都市づくりの推進	①住宅・建築物・道路・公園等のバリアフリー化 ②ユニバーサル社会づくりの推進 ③主要交通施設周辺のバリアフリー化 ④各種交通機関の利用支援 ⑤障害者用駐車場の充実 ⑥交通マナー啓発・交通安全対策
		(2) 防災・防犯などの安全対策の推進	①災害時における避難体制の強化 ②防災・防犯に関する啓発・意識向上 ③交通安全対策の推進

4 基本施策の展開

基本目標1 障害への理解促進と共生のために（理解促進・交流・情報提供）

基本施策（1）障害への理解促進

【施策の方向性】

障害の有無に関わらず、すべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らす共生社会の実現のためには、障害に関する理解を促進し、互いに個性を尊重し合うことが求められます。

相互理解の促進のために「障害者週間推進事業（スマイル21）」を実施するとともに「人権フェスタ」と共同開催し、参加者の拡大を図りました。また「府中つばき祭り」には障害者作業所から継続して出店している一方で、ステージ出演は1団体のみに留まっています。

今後も相互理解促進の場として「障害者週間推進事業（スマイル21）」や「府中つばき祭り」を継続して開催するとともに、障害者・関連団体の自発的な活動を支援します。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①障害者と町民の相互理解促進	「障害者週間推進事業（スマイル21）」を今後も継続的に実施するとともに、町民への周知を行い、より多くの地域住民が参加できるように努めます。 町が主催するイベント等の場を通じて、障害者関連団体の活動の実施を支援・促進し、障害のある人と地域住民の交流の場を設けて、相互理解のための機会を提供します。	福祉課
②障害者・関連団体の自発的活動への支援	障害者団体やボランティア団体への情報・活動の場の提供等で活動を支援するとともに、障害のある人やその家族が自発的に行う活動を支援します。	福祉課

基本施策（２）啓発広報・情報提供の充実

【施策の方向性】

障害のある人が安心して生活するためには、地域住民が障害に関する正しい知識を習得することと、障害者本人が必要とするサービスや支援の情報を届けることが重要です。

広報紙において障害者週間のある 12 月に障害者週間について周知を図りましたが、広報紙以外での情報提供と関係団体との連携が必要です。

またアンケート結果では、障害福祉サービスについて「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」が 46.8%と約半数の人が回答しており、障害者にとって必要な情報をわかりやすく提供する体制を整備することが望まれます。

障害に関する正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、町のホームページや SNS 等、多様な媒体を活用した情報提供体制を整備し、情報バリアフリー化を推進します。

サービスの利用者・提供者、あるいは活動を行う団体のいずれにおいても、きめ細かい情報の共有が可能となる包括的なネットワーク体制の構築を目指すとともに、障害者・関連団体の活動の活性化を下支え（後押し）します。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①広報紙・情報誌・ホームページ等の充実	「広報ふちゅう」や町のホームページ、SNS で情報提供を行うとともに、社会福祉協議会や障害者関連団体、ボランティア団体との連携のもと、情報誌等を発行します。また、障害のある人の実情や団体の活動内容、障害福祉サービス等の多様な情報をわかりやすく発信していきます。	政策企画課 福祉課
②情報提供体制の充実	町のホームページでは、文字の拡大表示や背景色の変更機能が利用できます。 障害の特性に応じた利用ができるよう音声読み上げ機能等の機能を付け加えることを検討します。また、ウェブアクセシビリティに配慮したコンテンツの提供に取り組みます。	政策企画課
③情報バリアフリー化の推進	障害福祉サービスの利便性向上を目的に、障害福祉サービス申請の電子化を検討します。 日常生活用具（情報・通信支援用具）の給付内容を身体障害者手帳交付時及び「広報ふちゅう」等において情報提供を行い、障害のある人の IT 活用を支援します。	福祉課

基本施策（３）障害者・関連団体の育成、活動の活性化

【施策の方向性】

障害のある人一人ひとりが地域社会において生き生きと暮らすためには、行政のみならず多様な主体による支援が必要です。特にボランティア団体や障害者支援団体による活動は、障害に対する理解促進と障害者の社会参加において重要な役割を担います。

本町ではこれまで誰でも気軽にボランティア活動に参加できるように、府中町福祉ボランティア制度を実施し、町内で活動しているボランティア団体等に関する情報提供や研修会を実施しました。

引き続き町民や障害者支援団体のボランティア活動を支援するとともに、民生委員・児童委員、公民館や学校等の関係機関との連携強化によって誰もがボランティア活動に参加しやすい環境を整備します。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①ボランティアの養成	各種ボランティア養成講座等の充実を図るとともに、社会福祉協議会や関係機関等との連携により、講座の種類や内容を拡充します。	福祉課
②各種団体の活動支援	社会福祉協議会や障害者団体、府中町ボランティア協議会等と連携し、ニーズ対応のための具体的な取組を検討します。	福祉課
③各種団体の情報提供とネットワーク化の推進	民生委員や児童委員、公民館や学校等との連携強化によるボランティアネットワークを構築し、情報提供体制の充実を図ります。	福祉課

基本施策（４）意思疎通支援

【施策の方向性】

障害のある人が自らの意思で社会参加するためには、障害のために意思疎通を図ることに支障のある人が、円滑に意思表示やコミュニケーションをとることができるよう、意思疎通支援を行うことが重要です。

本町では役場相談窓口到手話通訳者を設置したり、生活面や講演会など必要な際に、無料で要約筆記者・手話通訳者を派遣したりする取組を行っています。また、社会福祉協議会と連携して手話奉仕員養成講座やボランティア養成講座を実施することで、意思疎通支援の拡充を図りました。

引き続き手話通訳者や要約筆記者、点訳・朗読ボランティア等意思疎通支援者の育成・確保を図り、障害者に対するコミュニケーション支援を充実させます。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①手話通訳者・要約筆記者等の体制整備	役場相談窓口の手話通訳者の設置時間を拡大しました。手話通訳者の設置、通訳者の派遣を引き続き実施します。 要約筆記者の派遣については、「広報ふちゅう」や町のホームページで継続的に周知し、利用促進を図ります。 意思疎通を図ることに支障がある障害者等と地域との交流を促進するため、社会福祉協議会に委託し、手話奉仕員養成講座及び要約筆記奉仕員養成講座を継続して実施します。 手話通訳者・要約筆記者の資格取得のための助成を検討します。	福祉課
②点訳・朗読ボランティアの養成	社会福祉協議会へ委託し、点訳・朗読ボランティア養成のための、点訳・朗読奉仕員養成講座を実施するとともに、障害者のニーズに十分対応ができるように体制強化を図ります。	福祉課
③手話の普及	公民館定期活動グループや社会福祉協議会等と連携し、手話を学ぶための講座開設等による手話普及を図ります。	福祉課

基本目標2 生き生きと暮らすために（保健・医療・福祉）

基本施策（1）予防・治療体制の充実

【施策の方向性】

事故や病気等の様々な原因によって生じる障害や疾病には、診療やリハビリテーション等の適切な支援をより早期に受けることで、予防や重度化防止につながる場合があります。

本町ではライフステージに応じた健康診査や生活指導を行い、必要に応じて医療機関や療育センターへ繋げています。

ネウボラふちゅうでは安心して妊娠、出産、子育てができるよう相談支援等を行い、妊娠期から子育て期にわたる子育て家庭へ切れ目のない支援をしています。さらに成人後の障害には生活習慣病に起因するものが多くなっていることから、生活習慣病と健康づくりを包括的に支援し、疾病や障害の予防にも努めてきました。

また県や医療機関と連携し、難病患者からの相談に対する支援を実施しました。

今後も障害や疾病の早期発見・早期治療のためにライフステージに応じた健康診査や指導の充実を図ります。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①ライフステージに応じた支援体制の充実	ア 妊婦・乳幼児期の健康診査 妊婦・乳幼児期の健康診査を実施することにより、障害の早期発見と健やかな成長を支援するとともに、保護者が安心して育児ができるよう、きめ細やかな相談支援の充実に努めます。 イ 生活習慣の予防 健康に関心を持ち生活習慣病を身近に感じることができるよう、出前講座を行います。 また、健診の周知を工夫し、生活習慣病の予防や早期発見、相談・指導の充実に努めます。	福祉課 子育て支援課 健康推進課
②難病患者への支援	県や医療機関等と連携を図り、難病患者からの相談に対する支援を行います。	福祉課

基本施策（２）保健・医療サービスの充実

【施策の方向性】

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、適切な医療の提供や医療費等の給付による経済的な支援が重要です。

また本町では障害のある人とその家族や介助者の高齢化が進んでおり、今後は介護支援との連携体制を整備することが必要となります。

障害の特性や程度に応じてきめ細かい医療やサービスの提供を充実させるとともに、今後も医療費等の給付制度の周知や助成制度の継続・拡充に取り組めます。

現在、町が独自で取り組んでいる「精神障害者通院医療費助成事業」については、適切な受診と社会復帰・社会参加の促進と、経済的負担の軽減を図るため、さらなる医療負担の軽減に資する支援策に取り組めます。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①医療費等の給付	自立支援医療や重度心身障害者医療費助成等の制度について、手帳交付時等の機会を活用し、障害者やその家族への周知を引き続き行います。 精神障害者通院医療費助成事業の助成制度の拡充に向け取り組み、適切な受診ができるよう支援します。	福祉課
②きめ細やかな医療情報の提供	障害の特性や程度に応じて一人ひとりに必要なきめ細かい医療を提供するために、医療機関等との連携をしていきます。	福祉課
③リハビリテーションの充実	地域におけるデイサービスや機能訓練等のリハビリテーションの啓発に努めます。	福祉課

基本施策（３）地域生活への移行の促進

【施策の方向性】

障害の有無にかかわらず、本人の意思により生活する場所や同居する人について選択することができるよう、地域全体で包括的な支援体制を構築することが重要です。

アンケート結果では希望する暮らし方について、自宅での一人暮らしや、自宅で家族と暮らすことを望む回答が多くなっています。

障害のある人が、住み慣れた地域で一人暮らしや家族との生活を続けていくためにも、希望する人に対する地域生活の移行支援の整備が求められます。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①地域移行支援の実施	施設に入所及び病院に入院している障害者の地域移行希望に対して、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用など地域生活へ移行するための支援を行います。	福祉課
②経済的支援施策の周知	国・県で現在実施している支援施策の普及、適切な活用を推進するために、広報等を通じて制度のPR、情報提供を行います。	福祉課

基本施策（４）福祉サービスの充実

【施策の方向性】

障害のある人が自身にとって必要な福祉サービスを選択し、障害の状況に応じた適切なサービスを受けるためには、福祉サービスの充実と質の向上が求められます。

関係機関と連携しながら、障害福祉サービス、相談支援、障害児福祉サービス等の支援及び提供体制の総合的かつ計画的な確保に努めます。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①障害福祉サービスの充実	ア 訪問系サービスの充実 在宅生活を支援するために、居宅介護や重度訪問介護等により、障害のある人の居宅での生活を支援します。 イ 日中活動系サービスの充実 地域生活や就労を支援し、障害のある人が日中において自立した生活を送るため、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・療養介護等の支援を行います。 ウ 居住系サービスの充実 利用者の状況に合わせて施設入所支援が行われるように、入所施設と連携強化し、短期入所等のサービスの充実を図ります。	福祉課
②サービスの計画的な提供・整備	町内及び広域の事業所と連携し、ニーズにあったサービスを提供できるよう体制を維持します。	福祉課

施策の展開	実施内容	推進主体
③地域生活支援事業の充実	障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、本町が任意で行う現行の実施事業を継続していきます。 また、事業の利用状況や効果を検証し、支援の充実を図ります。 (任意事業) 福祉ホーム事業 日中一時支援事業 重度身体障害者訪問入浴サービス事業 点字・声の広報等発行事業 奉仕員養成研修事業(点訳・朗読・要約筆記) 自動車免許取得・改造助成事業 福祉タクシー利用助成事業 重度身体障害者移送サービス事業 障害者施設通所交通費助成事業	福祉課
④障害福祉拠点施設の充実	町内障害福祉拠点施設が効果的な障害者支援ができるよう運営・活動支援をします。	福祉課
⑤障害の早期発見・早期支援	各種健康診査等を通じて、発育発達のスクリーニングや、相談支援等を行い、適切な医療・療育(児童発達支援等)に繋がります。 また、複合化する相談に対して、ネウボラ事業等との連携を強化します。	子育て支援課 福祉課
⑥放課後等の支援の充実	小・中・高校生を対象に、放課後等デイサービスによる放課後や夏休みなどの長期休暇に子ども一人ひとりに合わせた支援の充実を図ります。	福祉課

基本施策（５）精神保健・医療・福祉施策の総合的な取組

【施策の方向性】

精神疾患は誰でも発症しうる疾患であり、近年では心身の不調により社会生活が困難となる人も少なくありません。

精神疾患の早期発見と早期治療に結びつけるための取組を推進すると同時に、心の変化に気づくための取組や基幹相談支援センター等を通じた悩みや不安の相談体制の充実により、こころの健康づくりによる精神疾患の予防を図ることが重要です。また精神疾患の治療後の円滑な社会復帰を推進することも重要です。

精神疾患に対する早期発見・早期治療体制を整備するとともに、地域生活移行・社会復帰支援の充実を図ります。

令和5（2023）年4月に基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談・情報提供・権利擁護に関する必要な支援を行っています。

今後は、これまで取り組んできた包括的な相談支援等についてさらに発展させ、複雑・複合化した支援ニーズに的確に対応し、属性や世代を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①包括的な相談支援の実施	基幹相談支援センターを中心として、相談事業所等の関係機関と連携した包括的な相談支援体制を整備します。	福祉課
②精神疾患の早期発見・早期治療	精神保健福祉相談と精神疾患の予防等の相談の相談内容共有や包括的な相談支援を行います。 また県や医療機関、関係機関との連携を強化し、治療体制の充実を図ります。	福祉課 健康推進課
③社会復帰支援の充実	社会復帰に必要な居住の場や就労確保のために、関係機関と連携して、相談・支援体制の充実に努めます。	福祉課
④認知症対策の充実	認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができるように認知症に関する知識の普及・啓発、地域住民の理解を深めます。 認知症カフェなど認知症相談支援や医療・介護の関係者、地域住民を含めたサポート体制づくりに努めます。	高齢介護課 福祉課

基本目標3 とともに育ち学ぶために（教育）

基本施策（1）就学・相談支援体制、教育環境の充実

【施策の方向性】

障害の有無にかかわらず、ともに生きる共生社会の実現のためには、可能な限りともに教育を受けることができる仕組みの整備を進めることが重要です。

進学先決定では障害のある児童生徒本人とその保護者に対する十分な情報提供や相談機会の確保により、本人・保護者の意見を尊重できる環境づくりが重要です。

本人・保護者と、教育委員会・学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことができるような体制を整備します。

また障害のある子どもとその保護者に対して、療育・教育に関する相談体制を充実させます。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①就学・進路相談の充実	教育支援委員会を開催し、医師、特別支援教育アドバイザー、教職員、教育支援員等と連携し就学先についての的確に判断するとともに、障害児の状況をきめ細かく把握し、保護者に対して十分な説明責任を果たしながら、計画的、継続的な進路指導を行います。	学校教育課
②教育支援体制の充実	教育支援員による一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じた支援の充実を図ります。 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、きめ細かな教育支援に努めます。	学校教育課
③教職員の指導力向上	特別支援教育アドバイザーによる専門性を生かした指導助言により、指導力・専門性の向上を図ります。 授業改善に関する研修等により、通常の学級における発達障害等のある児童生徒への指導や、特別支援学級・通級による指導の充実を図ります。	学校教育課

基本施策（２）文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

【施策の方向性】

すべての障害者が芸術及び文化活動への参加を通じて、生活と社会を豊かにするとともに、障害に対する理解や認識を深め、社会参加を促進することが求められています。また、スポーツへの参加による障害者の体力の維持・向上や交流、余暇の充実を図ることが必要です。

障害者に対する生涯学習や文化活動・スポーツの場を充実させるとともに、障害の有無にかかわらず誰もが参加しやすい環境を整備します。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①生涯学習や文化活動の充実	公民館等での各種生涯学習活動や文化活動において、障害のある人のニーズを踏まえ、参加しやすい内容を企画するとともに、活動の積極的な情報発信、受け入れ対応を行います。	社会教育課
②障害者の参加できるスポーツ活動、レクリエーション活動の推進	障害者スポーツ・レクリエーション活動については、年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が参画できるよう、関係課や関係団体と連携しながらニーズを把握し取組を進めていきます。	社会教育課 福祉課
③障害児の運動機会の充実	障害児の外出・運動促進のために、体を動かすための機会として、障害児を対象としたスポーツ体験ができる環境づくりに取り組みます。	社会教育課 福祉課
④指導者等の育成	障害者が安心してスポーツ活動を行うため、ボランティアによるサポートが重要であるため、関係課や関係団体と連携しながらボランティアの体制づくりを行います。	社会教育課 福祉課

基本目標4 自立して暮らすために（雇用・就業）

基本施策（1）雇用・就業の促進

【施策の方向性】

障害のある人が自立した生活を営むためには、就労による安定的な収入を得ることが必要です。また、障害のある人の適性に応じて能力を十分に発揮することができるように、多様な就業の機会を確保するとともに、一般企業への障害に対する理解が求められています。

アンケート結果では一般企業などでの就労意向がある人は 25.6%となっており、特に精神障害者では「就労したいと思う」が4割台半ばと高くなっています。

一般企業への障害に対する理解を促進するとともに、短時間勤務や在宅勤務等の柔軟な働き方ができる職場環境の整備を推進します。また一般就労が難しい人に向けては、賃金の水準の向上を図ります。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①啓発広報の充実・理解促進	就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、ハローワーク等の関係機関と連携し、障害者の就労に関する理解促進に努めます。 県が作成した冊子を活用し、障害者雇用に取り組むために必要な基礎情報、各種助成金制度・優遇制度や支援機関の紹介など、障害者雇用を進めようとする企業に必要な情報を提供します。	福祉課
②雇用・就業機会の拡大と工賃水準の引き上げ	ハローワーク、障害福祉サービスも含めた関係機関等と連携し、障害者の雇用・就労機会の拡充を図ります。 工賃水準の引き上げのために「障害者優先調達推進法」及び「府中町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を庁内へ周知し、障害者就労施設等が供給する物品及び役務を優先して調達します。	福祉課
③職業訓練の情報提供の充実	職業訓練校による職業訓練等の情報を定期的に発信し、就労に必要な知識及び能力向上を促進します。	福祉課
④障害者雇用の実施	地域での精神障害者及び知的障害者の雇用を促進するため、精神または知的に障害がある人の雇用を継続して実施します。	総務課 福祉課

基本施策（２）就労支援体制の充実

【施策の方向性】

障害のある人が自立した生活をするためには、就労支援はもちろん、継続して就労できる環境が整備されていることが重要です。

関係機関と連携を図りながら、障害のある人や企業からの相談体制を整備し、障害の特性に応じた就労定着支援を推進します。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①就労定着の推進	障害のある人が就労先の労働環境や業務内容に順応し、長く働き続けられるよう関係機関と連携を図りながら、障害者や企業からの相談など必要な支援に努めます。	福祉課
②ジョブコーチ制度の推進	広島障害者職業センターと連携し、障害のある人の職場適応を支援するジョブコーチ（職場適応援助者）の活用を推進します。	福祉課

基本目標5 安心して暮らすために（権利擁護・差別解消）

基本施策（1）障害者差別の解消・虐待の防止

【施策の方向性】

平成24（2012）年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、本町では障害者に対する虐待が疑われるケースの早期発見と安全確認のための調査の実施、関連機関と連携した対応に取り組んできました。

また令和6（2024）年4月に施行された「改正障害者差別解消法」では、障害を理由とした不当な差別的扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供の徹底などが求められています。

アンケート結果では差別や嫌な思いをする（した）ことが『ある』と回答した人は4割となっており、「学校・仕事場」と身近な場所が多くなっています。

虐待のおそれがある場合の対応について、関係機関との連携を強化するとともに、企業や教育機関への障害や合理的配慮についての普及・啓発を図ります。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①差別解消・虐待防止のための安全確認	障害者に虐待が行われているおそれがある場合の相談内容や状況の情報共有、支援の方向性など基幹相談支援センター、相談支援事業所などの関係機関と包括的な対応を行います。	福祉課
②職員の対応力向上	障害や障害のある方に対する理解を深めるため、職員の研修を継続して実施し、職員の対応力向上を図ります。	総務課 福祉課

基本施策（２）権利擁護の推進

【施策の方向性】

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、成年後見制度や権利擁護事業による支援が重要です。

アンケート結果では成年後見制度について、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が35.8%、「名前も内容も知らない」が29.7%と合計して6割以上の人が認知しておらず、前回調査から大きな変化はみられません。

判断能力が不十分な人でも、当事者の権利や財産を守るための体制を整備するとともに、成年後見制度を適切に利用することができるように、引き続き周知を行います。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①成年後見制度の利用促進	障害者における成年後見制度の内容の理解向上のために、制度の周知・啓発活動を実施します。 また、判断能力が不十分な方で、成年後見制度を円滑に利用できるように、成年後見制度利用支援事業を推進します。	福祉課

基本施策（３）行政サービス等における配慮

【施策の方向性】

障害のある人が司法手続きや選挙等において必要な権利を行使することができるように、障害の特性に応じた合理的配慮の提供が必要です。

行政機関の窓口等における障害のある人への配慮を徹底するとともに、職員の対応力向上を図ります。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①障害者理解のための職員研修の実施	令和5（2023）年3月に策定した「障害を理由とする差別解消の推進に関する府中町職員対応要領」に基づき、障害を理由とする差別解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行います。	総務課 福祉課

基本目標6 住みよいまちづくりのために（生活環境）

基本施策（1）ユニバーサルな都市づくりの推進

【施策の方向性】

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、住宅や公共交通機関におけるユニバーサルデザインの普及などによる生活環境の充実を図る必要があります。

本町ではユニバーサルデザインに配慮し、歩行者用通路における点字ブロックの敷設や段差の解消等を行いました。また、つばきバスの利便性向上のために運行ルートを変更したり、障害者割引を開始したりすることで、誰もが外出しやすい環境整備に努めました。

引き続き住宅や公園・公共交通機関でのバリアフリー化を図り、ユニバーサルな都市づくりを推進します。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①住宅・建築物・道路・公園等のバリアフリー化	公共施設や道路等のバリアフリー化を進めます。 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを進め、バリアフリー法に基づいた整備を促進します。 住宅内の移動等において必要な支援用具等の給付を行います。	都市整備課 福祉課
②ユニバーサル社会づくりの推進	広島県福祉のまちづくり条例に基づき、障害者、高齢者等の行動を阻む様々な障壁を取り除き、社会参加できるような環境の整備に努めます。 本条例に基づき、福祉のまちづくりに協力するよう民間事業者へ働きかけを行います。	建築課
③主要交通施設周辺のバリアフリー化	向洋駅の新設駅舎や駅周辺の道路等は、誰もが便利に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。	区画整理課 都市整備課

施策の展開	実施内容	推進主体
④各種交通機関の利用支援	公共交通不便地域である清水ヶ丘・桜ヶ丘の一部区域において、令和4（2022）年10月から、デマンド型乗合タクシー「うぐいす号」の本運行を開始しました。 コミュニティバス「つばきバス」及び「うぐいす号」について、運賃の障害者割引を継続します。また、使用車両に、車いすの方など誰もが乗り降りしやすいユニバーサルデザインに配慮した車両を継続して配備します。 交通事業者や利用者代表等が参画する府中町公共交通協議会において、誰もが「おでかけ」しやすい地域公共交通を目指し検討・評価を行います。	都市整備課
⑤障害者用駐車場の充実	公共施設において、障害者や交通弱者に配慮した駐車場整備に努めます。また、民間事業者等に対しても障害者用駐車場を整備するよう働きかけを行います。	建築課
⑥交通マナー啓発・交通安全対策	交通安全の普及・浸透を図り、障害者に配慮した交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣にすることにより、交通事故のない安全で安心な交通社会を実現できるよう普及啓発活動を推進します。	自治振興課

基本施策（２）防災・防犯などの安全対策の推進

【施策の方向性】

障害のある人は緊急時の判断や移動を一人で行うことが難しく、災害発生時における要支援者の避難支援や安全確認、緊急時の情報伝達体制の整備による災害に強い地域づくりが求められます。

本町では避難行動要支援者名簿を毎年作成・更新するとともに、地域活動団体や町内会、自主防災会等を対象に出前講座を実施し、町民の防災意識の向上に努めてきました。

災害発生時における障害の特性に配慮した適切な情報伝達や避難支援、福祉避難所を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、引き続き防災への取組を推進します。

避難行動要支援者名簿の作成に向けて、登録の積極的な呼びかけや避難支援等関係者への名簿提供により避難行動支援を実施していますが、今後はこれに加え、新たに個別避難計画を着実に作成し、防災対策を推し進めていきます。

また障害のある人を犯罪や消費者被害、事故から守るために、防犯・交通安全対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

【行政の取組】

施策の展開	実施内容	推進主体
①災害時における避難体制の強化	障害のある人や地域活動団体を対象に防災出前講座及び防災訓練を実施します。 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、引き続き福祉避難所を確保するよう努めます。	危機管理課 福祉課
②防災・防犯に関する啓発・意識向上	災害時に的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間等を通じて、災害についての正しい知識の普及・啓発を行います。 また、パトロールや出前講座など地域や警察と連携することにより、正しい知識の普及・啓発を行います。	危機管理課 自治振興課
③交通安全対策の推進	交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。	自治振興課

第4章

第7期障害福祉計画・
第3期障害児福祉計画

第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績（成果指標）

（1）施設入所者の地域生活への移行

施設入所者数について、令和元（2019）年度末時点の福祉施設入所 34 人のうち 1 人（2.9％）を削減目標としており、令和 5（2023）年度末には達成見込みです。また施設入所から地域生活移行者の目標である 3 人（8.8％）も令和 5（2023）年度末には 3 人（8.8％）と達成見込みです。

障害のある人や介助者の高齢化に伴い、今後も施設入所に対する一定のニーズが見込まれます。

【基準値】 ①令和元（2019）年度末時点の施設入所者数 34 人	令和5（2023） 年度計画値	令和4（2022） 年度の進捗	令和5（2023） 年度見込み	達成/未達成 見込み
②施設入所者数	33	34	33	達成
③施設入所者の削減数（①-②）	1	0	1	達成
④施設入所者の削減割合（③/①）	2.9%	0%	2.9%	達成
⑤施設入所からの地域生活移行者数（累計）	3	1	3	達成
⑥地域生活移行率（⑤/①）	8.8%	2.9%	8.8%	達成

（2）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点について、障害のある人の重度化・高齢化・「親亡き後」を見据え、令和 5（2023）年度までに 1 箇所整備することを目標として調整を進めていましたが、拠点の設置には至っていません。

	令和5（2023） 年度計画値	令和4（2022） 年度の進捗	令和5（2023） 年度見込み	達成/未達成 見込み
地域生活支援拠点等の整備箇所数	1	0	0	未達成
地域生活支援拠点等（システム）が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数（回/年）	1	0	0	未達成

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

福祉施設から一般就労への移行について、令和5（2023）年度末までに9人を目標としており、令和4（2022）年度末では8人、令和5（2023）年度末では9人と目標を達成見込みです。

また福祉施設利用者からの一般就労移行者のうち就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数、就労継続支援（A型及びB型）事業利用者からの一般就労移行者数とともに目標を達成見込みです。

【基準値】				
①令和元(2019)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数 6人	令和5(2023) 年度計画値	令和4(2022) 年度の進捗	令和5(2023) 年度見込み	達成/未達成 見込み
②福祉施設利用者からの一般就労移行者数	9	8	9	達成
③就労移行者数の増加割合(②/①)	1.50 倍	1.33 倍	1.50 倍	達成
④就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	7	5	7	達成
⑤就労継続支援(A型)事業利用者からの一般就労移行者数	1	0	1	達成
⑥就労継続支援(B型)事業利用者からの一般就労移行者数	1	3	1	達成
⑦就労から6か月経過した者の数	7	6	7	達成
⑧就労定着支援事業の利用者	5	3	5	達成

②就労定着支援事業に関する目標

就労定着支援事業所について、令和5（2023）年度末までに1事業所を目標としており、達成見込みです。また就労定着率が8割以上となる見込みです。

	令和5(2023) 年度計画値	令和4(2022) 年度の進捗	令和5(2023) 年度見込み	達成/未達成 見込み
就労定着支援事業所数	1	0	1	達成
うち就労定着率が8割以上の事業所数	1	0	1	達成

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた体制づくりのため設置する、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数は、令和5（2023）年度末に目標としていた2回/年を達成見込みですが、関係者の参加者数は10人/回と、目標としていた15人/回を未達成の見込みです。

	令和5(2023) 年度計画値	令和4(2022) 年度の進捗	令和5(2023) 年度見込み	達成/未達成 見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回/年)	2	2	2	達成
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数(人/回)	15	10	10	未達成
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回/年)	1	1	1	達成

また精神障害のある人の共同生活援助については、目標値の3人/月を大きく上回る7人/月となり目標を達成しています。一方でその他の支援については、令和5（2023）年度末で0人/月と未達成の見込みです。

	令和5(2023) 年度計画値	令和4(2022) 年度の進捗	令和5(2023) 年度見込み	達成/未達成 見込み
精神障害のある人の地域移行支援(人/月)	1	0	0	未達成
精神障害のある人の地域定着支援(人/月)	1	0	0	未達成
精神障害のある人の共同生活援助(人/月)	3	7	7	達成
精神障害のある人の自立生活援助(人/月)	1	0	0	未達成

(5) 障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを1箇所設置しており、目標を達成しています。

	令和5(2023) 年度計画値	令和4(2022) 年度の進捗	令和5(2023) 年度見込み	達成/未達成 見込み
児童発達支援センターの設置数	1	1	1	達成

②保育所等訪問支援を利用できる体制の整備

保育所等訪問支援事業所を1箇所設置しており、目標を達成しています。

	令和5(2023) 年度計画値	令和4(2022) 年度の進捗	令和5(2023) 年度見込み	達成/未達成 見込み
保育所等訪問支援事業所の設置数	1	3	3	達成

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

近隣自治体で重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を4箇所確保することを目標としており、令和5(2023)年度末に達成見込みです。

	令和5(2023) 年度計画値	令和4(2022) 年度の進捗	令和5(2023) 年度見込み	達成/未達成 見込み
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	4 近隣自治体で確保	3 近隣自治体で確保	4 近隣自治体で確保	達成

④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の確保

近隣自治体で重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所を4箇所確保することを目標としており、令和5(2023)年度末に達成見込みです。

	令和5(2023) 年度計画値	令和4(2022) 年度の進捗	令和5(2023) 年度見込み	達成/未達成 見込み
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	4 近隣自治体で確保	3 近隣自治体で確保	4 近隣自治体で確保	達成

⑤医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置

近隣自治体と協同して医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を1回設置しており、目標を達成しています。

	令和5(2023) 年度計画値	令和4(2022) 年度の進捗	令和5(2023) 年度見込み	達成/未達成 見込み
医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1 近隣自治体と 共同で設置	1 近隣自治体と 共同で設置	1 近隣自治体と 共同で設置	達成

⑥特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和5(2023)年度末時点で2人配置されており、目標を達成しています。

	令和5(2023) 年度計画値	令和4(2022) 年度の進捗	令和5(2023) 年度見込み	達成/未達成 見込み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1	2	2	達成

(6) 相談支援体制の充実・強化等

関係機関と連携を図りながら相談支援体制の充実・強化を推進し、以下の目標を令和5(2023)年度末に達成しています。引き続き相談支援体制を充実させる必要があります。

	令和5(2023) 年度計画値	令和4(2022) 年度の進捗	令和5(2023) 年度見込み	達成/未達成 見込み
障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有	達成
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(件/年)	1	2	2	達成
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(件/年)	1	1	1	達成
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数(回/年)	1	1	1	達成
主任相談支援専門員の配置人数	1	2	2	達成

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の質を向上させるための、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制は継続しており、目標を達成しています。一方で県が実施する障害福祉サービスなどに係る研修等への職員の参加人数は令和5（2023）年度末までに4人の参加を目標としていましたが、3人と未達成の見込みです。

	令和5(2023) 年度計画値	令和4(2022) 年度の進捗	令和5(2023) 年度見込み	達成/未達成 見込み
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への職員の参加人数 (人/年)	4	3	3	未達成
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有	達成
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有の実施回数 (回/年)	1	1	1	達成

(8) 発達障害のある人などに対する支援

発達障害のある人などに対する支援では、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数については、令和5（2023）年度末までに目標を達成する見込みです。ピアサポート活動への参加人数は令和5（2023）年度末までに2人の参加を目標としていましたが、1人と未達成の見込みです。

	令和5(2023) 年度計画値	令和4(2022) 年度の進捗	令和5(2023) 年度見込み	達成/未達成 見込み
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1	0	1	達成
ペアレントメンターの人数	14	13	16	達成
ピアサポートの活動への参加人数	2	0	1	未達成

2 障害福祉サービス等の進捗状況（活動指標）

（1）訪問系サービス

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
居宅介護	時間/月	1,050	1,064	1,078	1,454	1,388	1,430
	人/月	75	76	77	87	87	88
重度訪問介護	時間/月	960	960	960	1,000	613	610
	人/月	3	3	3	3	3	3
同行援護	時間/月	198	198	198	269	287	263
	人/月	11	11	11	12	9	10
行動援護	時間/月	198	198	231	240	278	328
	人/月	6	6	7	7	7	7
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	30	0	0	0
	人/月	0	0	1	0	0	0
合計	時間/月	2,406	2,420	2,497	2,963	2,566	2,631
	人/月	95	96	99	109	106	108

※第6期実績値：令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は3月の数値。令和5(2023)年度は7月の数値。

- ・居宅介護 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や掃除を行います。
- ・重度訪問介護 重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出の移動補助を行います。
- ・同行援護 視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援助などを行います。
- ・行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
- ・重度障害者等包括支援 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(2) 日中活動系サービス

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
生活介護	人日/月	1,872	1,890	1,908	1,972	2,056	2,013
	人/月	104	105	106	99	103	109
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	24	24	24	29	32	3
	人/月	2	2	2	3	2	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	126	126	140	68	104	183
	人/月	9	9	10	7	9	14
就労移行支援	人日/月	306	306	323	135	208	259
	人/月	18	18	19	9	10	16
就労継続支援 (A型)	人日/月	378	378	399	415	432	451
	人/月	18	18	19	21	21	23
就労継続支援 (B型)	人日/月	1,292	1,309	1,326	1,564	1,634	1,429
	人/月	76	77	78	92	96	91
就労定着支援	人/月	11	12	13	12	8	11
療養介護	人/月	11	11	11	12	14	15
短期入所 (福祉型)	人日/月	120	125	130	152	106	123
	人/月	24	25	26	27	31	31
短期入所 (医療型)	人日/月	6	6	6	36	7	7
	人/月	2	2	2	2	1	1

※第6期実績値：令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は3月の数値。令和5(2023)年度は7月の数値。

- ・生活介護
常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
- ・自立訓練（機能訓練）
身体障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法、その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
- ・自立訓練（生活訓練）
知的障害または精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
- ・就労移行支援
一般就労したい人に、一定の期間、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
- ・就労継続支援
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
- ・就労定着支援
就労移行支援等を利用して一般就労した人に対して、日常生活や就労で困っていることについて、その問題の解決に必要な指導や助言等を行います。
- ・療養介護
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
- ・短期入所（福祉型）
介護する人が病気の時などに、障害のある人が障害者支援施設等の施設に短期間入所し、入浴や排せつ、食事の介護等を受けるサービスです。
- ・短期入所（医療型）
介護する人が病気の時などに、障害のある人が病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所し、入浴や排せつ、食事の介護等を受けるサービスです。

(3) 居住系サービス

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
自立生活援助	人/月	0	0	1	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	14	15	16	23	23	24
施設入所支援	人/月	34	34	33	32	34	33

※第6期実績値：令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は3月の数値。令和5(2023)年度は7月の数値。

- ・ 自立生活援助 入所施設等を利用していた人で、一人暮らしを希望する人に、必要な情報の提供や助言、支援を行います。
- ・ 共同生活援助
(グループホーム) 夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行います。
- ・ 施設入所支援 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(4) 相談支援

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
計画相談支援	人/月	91	93	95	87	91	103
地域移行支援	人/月	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	人/月	1	1	1	0	0	0

※第6期実績値：令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は3月の数値。令和5(2023)年度は7月の数値。

- ・ 計画相談支援 障害福祉サービス等を利用するための、計画の作成や利用についての支援を行います。
- ・ 地域移行支援 障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人等、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保等の地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
- ・ 地域定着支援 単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、訪問や相談等の必要な支援を行います。

(5) 地域生活支援事業

①必須事業

サービス種類		単位	第6期計画値			第6期実績値		
			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
理解促進研修・啓発事業		実施有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	7	7	8	7	7	7
	基幹相談支援センター	設置有無	無	無	有	無	無	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		人/年	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数/月	17	17	17	15	14	8
	手話通訳者設置事業※1	人/月	2	2	2	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数/年	4	4	4	3	3	3
	自立生活支援用具	利用件数/年	5	5	5	9	5	6
	住宅療養等支援用具	利用件数/年	9	9	9	10	6	4
	情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	8	8	8	8	6	8
	排泄管理支援用具	利用件数/年	952	957	962	927	1,063	723
	住宅生活動作補助用具(住宅改修)	利用件数/年	1	1	1	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業		人/年	10	10	10	9	11	28
移動支援事業		延べ利用時間	612	624	636	696	798	704
		人/月	51	52	53	54	57	50
地域活動支援センター		人/月	12	12	10	8	5	2
		実施箇所数	6	6	5	4	2	2

※第6期実績値：令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は3月の数値。令和5(2023)年度は7月の数値。

※1 意思疎通支援事業の「手話通訳者設置事業」のサービス種類名は、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の「認定手話通訳者数」から改めています。

- ・ 理解促進研修/啓発事業 障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対して、障害のある人の理解を深めるための研修等の開催、広報等による啓発活動を行います。
- ・ 自発的活動支援事業 障害のある人及びその家族、地域住民等が地域において、自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。
- ・ 相談支援事業 障害のある人及びその家族、障害のある人の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、障害福祉サービスの利用等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整や障害のある人の権利擁護のための必要な援助を行います。
- ・ 成年後見制度利用支援事業 知的障害のある人及び精神障害のある人について、町長申立等により成年後見制度の利用を支援します。
- ・ 成年後見制度
 法人後見支援事業 法人後見制度における市民後見人の活用も含めた法人後見人活動を支援するため、実施団体に対する研修、実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を行います。
- ・ 意思疎通支援事業 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳や要約筆記等の方法により、意思疎通が円滑に行えるよう支援します。
- ・ 日常生活用具給付等事業 障害のある人に対して、日常生活が円滑に行われるよう、障害の種別、程度に応じて日常生活用具を給付します。
- ・ 手話奉仕員養成研修事業 手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある人等が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。
- ・ 移動支援事業 屋外での移動が困難な障害のある人について、生活上必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
- ・ 地域活動支援センター事業 障害のある人が、創作的活動や生産活動、社会との交流のため、地域活動支援センターに通所するのを支援します。

②任意事業

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
福祉ホーム事業	実施箇所数	0	0	0	0	0	0
	人/月	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	人日/月	1	2	2	0	0	0
	人/月	1	2	2	0	0	0
重度身体障害者 訪問入浴サービス事業	人/月	1	1	1	1	1	1
点字・声の広報等 発行事業	人/月	12	12	12	12	12	12
奉仕員養成研修事業 (点訳・朗読・要約筆記)	人/年 (修了者数)	10	10	10	7	6	10
自動車免許取得・改造 助成事業	人/年	4	4	4	2	2	1
福祉タクシー利用 助成事業	人/年	637	637	637	626	613	543
重度身体障害者 移送サービス事業	人/年	140	140	140	162	191	185

※第6期実績値：令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は3月の数値。令和5(2023)年度は7月の数値。

- ・福祉ホーム事業 住居を必要としている障害のある人に低額な料金で居室その他の設備利用等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
- ・日中一時支援事業 知的障害のある人や障害のある子どもで、日中に監護する者がいないことにより放課後や夏休み等の長期休暇における活動場所が必要な人や家族の就労支援や一時的な休息等のために、活動の場を提供して、日常的な訓練等を行います。
- ・重度身体障害者
訪問入浴サービス事業 訪問入浴サービス事業者が重度身体障害のある人の居宅を訪問し、入浴用機材を搬入して入浴の介護を行います。
- ・点字/声の広報等発行事業 文字による情報入手が困難な障害のある人に、点字・音声により、町の広報等を提供します。(広報・議会だより・社協だより等)
- ・奉仕員養成研修事業 要約筆記・点訳・朗読奉仕員を養成するための研修を実施し、聴覚、視覚障害のある人の社会参加を促進します。
- ・自動車運転免許取得費/
改造費助成事業 自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
- ・福祉タクシー利用助成
事業 重度心身障害のある人の外出を容易にするため、タクシー料金の一部を助成します。
- ・重度身体障害者
移送サービス事業 一般の交通手段を利用することが困難で、かつ、移動のために必要な交通手段を確保することが困難な重度身体障害のある人を支援するために、送迎サービスと車両の貸し出しを行います。

(6) 障害のある子どもに関するサービス（第2期障害児福祉計画）

サービス種類	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
児童発達支援	人日/月	341	352	352	541	576	649
	人/月	31	32	32	45	62	63
医療型 児童発達支援	人日/月	20	20	20	29	19	6
	人/月	2	2	2	2	2	1
放課後等 デイサービス	人日/月	1,368	1,404	1,440	1,684	1,897	1,969
	人/月	114	117	120	132	149	161
保育所等 訪問支援	人日/月	1	2	2	3	11	21
	人/月	1	2	2	3	9	16
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	5	0	0	0
	人/月	0	0	1	0	0	0
障害児相談支援	人/月	33	36	39	35	43	32
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整する コーディネーターの 配置数	人	1	1	1	1	0	1

※第6期実績値：令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は3月の数値。令和5(2023)年度は7月の数値。

- ・ 児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
- ・ 医療型児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行います。
- ・ 放課後等デイサービス 学校の授業終了後や休校日に施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進等の支援を行います。
- ・ 保育所等訪問支援 保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援 重度の障害があり、外出することが非常に困難な児童の自宅を訪問し、日常生活に必要な動作の指導や、知識や技能を身に着けるための援助を行います。
- ・ 障害児相談支援 サービスの利用開始時や更新・変更の前に利用計画案を作成するとともに、定期的に利用状況を検証し、サービス提供事業者との連絡調整を行います。

(7) 障害のある子どもについての子ども・子育て支援等（第2期障害児福祉計画）

種別	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
保育所	人	39	39	39	11	8	13
認定こども園	人	10	10	10	4	4	3
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	3	3	3	1	2	5

※第6期実績値：令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は3月の数値。令和5(2023)年度は7月の数値。

3 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本方針では、令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、施設入所者を5%以上削減することを基本としています。今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム（共同生活援助）や一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8（2026）年度末における地域生活移行者数の目標値を設定します。

	令和4(2022) 年度実績値	令和8(2026) 年度計画値	国の基本方針
施設入所者数(人)	(A) 34	(B) 32	
削減見込(A-B)		2	
削減割合[(A-B)/A]		6%	5%以上
施設入所からの地域生活移行者数 【累積】(人)		2	
地域生活移行率(C/A)		6%	6%以上

【達成のための取組方策】

- ・ 福祉施設入所者の地域生活移行については、施設との連携を図るなどにより目標達成を目指します。
- ・ 地域生活を希望する障害のある人が、安心して地域で暮らすことができるよう、グループホームの情報提供、地域移行支援サービス等の利用促進のため、基幹相談支援センター等と連携して居宅生活に向けた支援の充実を図ります。

(2) 地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点の設置

国では令和8（2026）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本としています。

本町においても国の基本指針に基づき、目標を設定します。

	令和4(2022) 年度実績値	令和8(2026) 年度計画値	国の基本方針
地域生活支援拠点等の整備箇所数(箇所)	0	1	各市町村において1つ整備(複数市町村による共同整備も可)
コーディネーターの配置人数	0	1	
地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置【新規】	0	1	
地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数(回/年)	0	1	年1回以上

【達成のための取組方策】

- ・ 拠点機能の整備を目標とし、整備後は、その機能の充実を図ります。
- ・ 他市町と連携しながら、拠点整備を図ります。
- ・ 拠点機能の充実に向けて、障害者地域自立支援協議会において、その検証及び検討を実施します。

②強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備【新規】

国では強度行動障害を有する障害者の支援体制について、令和8(2026)年度までに支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本としています。

本町においても国の基本指針に基づき、目標を設定します。

	令和4(2022) 年度実績値	令和8(2026) 年度計画値	国の基本方針
強度行動障害を有する障害者に関するニーズ把握等の実施【新規】	無	有	支援ニーズを把握する
強度行動障害を有する障害者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新規】	無	有	支援体制の整備する

【達成のための取組方策】

- ・ 強度行動障害を有する障害者の支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ります。
- ・ 他市町との連携を図りながら、ニーズに応じた支援体制の整備を検討します。
- ・ 啓発活動や研修を行うことで、事業者に対する強度行動障害への理解促進を図り、強度行動障害の支援の促進につなげます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本方針では、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年(2026)度中に令和3(2021)年度実績の1.28倍以上とすることを基本としています。

また就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本としています。

就労定着率については、令和8(2026)年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本としています。

本町においても国の基本方針に基づき、目標を設定します。

①福祉施設から一般就労への移行に関する目標

	令和3(2021) 年度実績値	令和8(2026) 年度計画値	国の基本方針
福祉施設利用者からの一般就労移行者数(A)	12	16	令和3(2021)年度実績の1.28倍以上
Aのうち、就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	7	10	令和3(2021)年度実績の1.31倍以上
Aのうち、就労継続支援(A型)事業利用者からの一般就労移行者数	1	2	令和3(2021)年度実績の1.29倍以上
Aのうち、就労継続支援(B型)事業利用者からの一般就労移行者数	2	3	令和3(2021)年度実績の1.28倍以上
就労定着支援事業の利用者数	2	3	令和3(2021)年度末実績の1.41倍以上

②就労定着支援事業所から一般就労への移行に関する目標

	令和3(2021) 年度実績値	令和8(2026) 年度計画値	国の基本方針
就労定着支援事業所の数	0	1	
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数【新規】	0	1	5割以上

③就労定着支援事業所利用後の就労定着率

	令和3(2021) 年度実績値	令和8(2026) 年度計画値	国の基本方針
就労定着支援事業所数	0	1	
就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が7割以上となる事業所数【新規】	0	1	2割5分以上

【達成のための取組方策】

- ・ 障害のある人が、障害の状態や就労に関する希望に合わせて事業所を選択し、就労に向けた訓練を受けることができるよう、就労移行支援事業所と連携していきます。
- ・ 利用者の希望や適性に応じて、より多くの一般就労及び就労定着（職場定着）に向けた支援ができるよう新規の事業所の指定を適切に行います。
- ・ 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した障害のある人が、適切な支援を受けることができるよう、就労定着支援事業所と情報共有していきます。

（４）障害児支援の提供体制の整備等

①障害児通所支援事業所に関する目標

国の基本方針では、令和8（2026）年度末までに、各市町村または各圏域において、児童発達支援センターを1箇所以上設置することとし、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制を構築することを基本としています。

本町においても国の基本方針に基づき、近隣自治体と共同のうえ支援体制を整備します。

	令和4(2022) 年度実績値	令和8(2026) 年度計画値	国の基本方針
児童発達支援センターの設置数(箇所)	1	1	各市町または各圏域に1箇所以上
保育所等訪問支援事業所の設置数(箇所)	1	1	各市町または各圏域に1箇所以上
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数(箇所)	3 近隣自治体で確保	3 近隣自治体で確保	各市町または各圏域に1箇所以上
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数(箇所)	3 近隣自治体で確保	3 近隣自治体で確保	各市町または各圏域に1箇所以上
保育所等訪問支援等の活用による障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	0 近隣自治体で確保	1 近隣自治体で確保	

②医療的ケア児支援体制の整備

国の基本方針では、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーターを各市町村または各圏域に配置することを基本としています。

本町においても国の基本方針に基づき、近隣自治体と共同のうえ支援体制を整備します。

	令和4(2022) 年度実績値	令和8(2026) 年度計画値	国の基本方針
医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置(回)	1 近隣自治体と共同で設置	1 近隣自治体と共同で設置	年1回以上
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置(人)	2	2	

【達成のための取組方策】

- ・ 障害児が必要な支援を受けることができるよう、地域での療育の場の充実に取り組みます。
- ・ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については、県主導のもと、圏域での協議の場が設置されています。引き続き関係者との連携を図っていきます。
- ・ 研修の実施等により、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するほか、研修修了者のスキルアップに取り組みます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本方針では、令和8（2026）年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。

また障害者地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することとしています。

本町においても、国の基本方針に基づき目標を設定します。

	令和4(2022) 年度実績値	令和8(2026) 年度計画値	国の基本方針
基幹相談支援センターの設置	無	有	
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	無	有	
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会における検討体制の確保	有	有	

【達成のための取組方策】

- ・ 相談支援の中核を担う基幹相談支援センターを設置しました。相談支援体制を維持し、複雑・複合化した支援ニーズに的確に対応できる支援を実施します。
- ・ 総合的な相談支援に加えて、相談支援事業者に対する専門的な助言や研修などによる地域の相談支援体制の強化を行います。

4 活動指標の設定及び計画値確保のための方策

本町の障害のある人のニーズの分析等を踏まえて、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の計画値を以下の通り設定します。また計画値確保のための方策をそれぞれ設定します。

（1）訪問系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
居宅介護	時間/月	1,454	1,388	1,430	1,454	1,471	1,487
	人/月	87	87	88	88	89	90
重度訪問介護	時間/月	1,000	613	610	1,000	1,333	1,667
	人/月	3	3	3	3	4	5
同行援護	時間/月	269	287	263	287	311	335
	人/月	12	9	10	12	13	14
行動援護	時間/月	240	278	328	328	375	422
	人/月	7	7	7	7	8	9
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	1	1	1
	人/月	0	0	0	1	1	1
合計	時間/月	2,963	2,566	2,631	3,070	3,499	3,928
	人/月	109	106	108	107	111	115

※第6期実績値：令和3（2021）年度、令和4（2022）年度は3月の数値。令和5（2023）年度は7月の数値。

【計画値確保の方策】

- ・ 障害のある人とその家族が安心して暮らせるように福祉サービスを継続して実施するとともに、さらなる充実等に取り組みます。
- ・ 町内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。また、新規事業者の参入促進を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
生活介護	人日/月	1,972	2,056	2,013	2,056	2,075	2,094
	人/月	99	103	109	109	110	111
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	29	32	3	32	32	32
	人/月	3	2	1	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	68	104	183	183	196	209
	人/月	7	9	14	14	15	16
就労移行支援	人日/月	135	208	259	259	275	291
	人/月	9	10	16	16	17	18
就労継続支援 (A型)	人日/月	415	432	451	451	471	490
	人/月	21	21	23	23	24	25
就労継続支援 (B型)	人日/月	1,564	1,634	1,429	1,634	1,651	1,668
	人/月	92	96	91	96	97	98
就労定着支援	人/月	12	8	11	12	13	14
療養介護	人/月	12	14	15	15	16	17
短期入所 (福祉型)	人日/月	152	106	123	152	157	162
	人/月	27	31	31	31	32	33
短期入所 (医療型)	人日/月	36	7	7	36	54	72
	人/月	2	1	1	2	3	4

※第6期実績値：令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は3月の数値。令和5(2023)年度は7月の数値。

【計画値確保の方策】

- ・ ニーズに合わせたサービスが選択できるよう、日中活動の場の整備に取り組みます。
- ・ 町内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。また、新規事業者の参入促進を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	23	23	30	30	31	32
施設入所支援	人/月	32	34	33	33	33	32

※第6期実績値：令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は3月の数値。令和5(2023)年度は7月の数値。

【計画値確保の方策】

- ・ 自立生活援助については、制度の浸透を図り、事業所の参入を促進します。
- ・ 障害のある人の状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホームについては情報を提供していくとともに、今後も関係機関との連携を図り、引き続き事業所の参入を促進します。
- ・ 施設入所支援については、入所者の地域移行に向けて事業所等支援者全体に働きかけるとともに、障害のある人や家族へも働きかけていきます。

(4) 相談支援

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画相談支援	人/月	87	91	103	103	104	105
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	2
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

※第6期実績値：令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は3月の数値。令和5(2023)年度は7月の数値。

【計画値確保の方策】

- ・ 計画相談支援については、地域相談支援体制の整備、充実を図るとともに、新規事業所の参入促進を図ります。
- ・ 障害者地域自立支援協議会相談支援部会を中心に、関係機関等との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- ・ サービス提供事業者に関する情報や各種研修等に関する情報を提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

(5) 地域生活支援事業

①必須事業

サービス種類		単位	第6期実績値			第7期計画値		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
理解促進研修・啓発事業		実施有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	7	7	7	7	7	7
	基幹相談支援センター	設置有無	無	無	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		人/年	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数/月	15	14	8	15	15	15
	手話通訳者設置事業	人/月	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数/年	3	3	3	3	3	3
	自立生活支援用具	利用件数/年	9	5	6	9	9	9
	住宅療養等支援用具	利用件数/年	10	6	4	10	10	10
	情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	8	8	8	8	8	8
	排泄管理支援用具	利用件数/年	927	1,063	723	1,063	1,064	1,065
	住宅生活動作補助用具(住宅改修)	利用件数/年	0	0	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		人/年	9	11	28	30	30	30
移動支援事業		延べ利用時間	696	798	704	798	812	826
		人/月	54	57	50	57	58	59
地域活動支援センター		人/月	8	5	2	2	2	2
		実施箇所数	4	2	2	2	2	2

※第6期実績値：令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は3月の数値。令和5(2023)年度は7月の数値。

②任意事業

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
福祉ホーム事業	実施箇所数	0	0	0	0	0	0
	人/月	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	人日/月	0	0	0	1	2	2
	人/月	0	0	0	1	2	2
重度身体障害者 訪問入浴サービス事業	人/月	1	1	1	1	1	1
点字・声の広報等 発行事業	人/月	12	12	12	12	12	12
奉仕員養成研修事業 (点訳・朗読・要約筆記)	人/年 (修了者数)	4	9	10	13	16	19
自動車免許取得・改造 助成事業	人/年	2	2	1	2	3	4
福祉タクシー利用 助成事業	人/年	626	613	543	626	627	628
重度身体障害者 移送サービス事業	人/年	162	191	185	191	192	193

※第6期実績値：令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は3月の数値。令和5(2023)年度は7月の数値。

【計画値確保の方策】

- ・ 意思疎通支援事業では、手話奉仕員養成講習会を継続実施し、手話通訳者の確保に努めます。また、庁内での手話通訳者の配置を継続します。
- ・ 日常生活用具給付等事業については、引き続き制度の周知を図るとともに、要件等の見直しを検討します。
- ・ 移動支援事業については、ヘルパーの充実が課題となっていることから、事業所等と連携し、事業の推進を図ります。
- ・ 地域活動支援センター事業については、Ⅱ、Ⅲ型の利用者が減少していることに対応するため、事業所自体が就労継続支援等に移行する場合は、利用者に対して就労継続支援等への移行を促進します。
- ・ 福祉ホーム事業については、引き続き制度の周知を図ります。
- ・ 日中一時支援事業については、事業所等との連携により、事業の推進を図ります。
- ・ 福祉タクシー利用助成事業については、事業内容の周知を図るとともに、支援内容の見直しを検討します。

(6) 発達障害のある人などに対する支援

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期計画値		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	0	0	1	1	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	人/年	13	13	16	16	17	18
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0	0	1	1	1	1

※第6期実績値：令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は3月の数値。令和5(2023)年度は7月の数値。

【計画値確保の方策】

- ・ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及びピアサポートの活動への参加人数については、関係機関との連携を図り、受講を勧奨していきます。
- ・ ペアレントメンター実施者については、関係機関との連携を図り、継続的なピアサポート活動への活用を進めていきます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期計画値		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和8 (2026) 年度
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制	体制有無	有	有	有	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等との共有の実施回数	実施回数/年	0	1	1	1	1	1

※第6期実績値：令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は3月の数値。令和5(2023)年度は7月の数値。

【計画値確保の方策】

- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を整備します。

(8) 障害のある子どもに関するサービス

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
児童発達支援	人日/月	541	576	649	649	659	670
	人/月	45	62	63	63	64	65
医療型 児童発達支援	人日/月	29	19	6	29	44	58
	人/月	2	2	1	2	3	4
放課後等 デイサービス	人日/月	1,684	1,897	1,969	1,969	1,981	1,993
	人/月	132	149	161	161	162	163
保育所等 訪問支援	人日/月	3	11	21	21	22	24
	人/月	3	9	16	16	17	18
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	5	5	5
	人/月	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人/月	35	43	32	43	44	45
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整する コーディネーターの 配置数	人	1	0	1	1	1	2

※第6期実績値：令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は3月の数値。令和5(2023)年度は7月の数値。

【計画値確保の方策】

- ・ 障害のある子どもが必要な支援を受けることができるよう、広報や町のホームページによる情報提供等を図るほか、事業所の参入の促進や訪問回数の増加など、療育の場の充実に取り組みます。
- ・ 特別な配慮を要する重症心身障害児、医療的ケア児の支援のため、ニーズ及び状況の把握に努めます。
- ・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、引き続き資格取得を促すとともに活用方法を検討していきます。
- ・ 基幹相談支援センターや障害者地域自立支援協議会相談支援部会において、子ども、教育、福祉等の関係機関の連携の強化やサービスの質の向上を目的とした研修等の取組を行います。

(9) 障害のある子どもについての子ども・子育て支援事業

種別	単位	第2期実績値			第3期計画値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
保育所	人	11	8	13	13	13	13
認定こども園	人	4	4	3	4	4	4
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	1	2	5	5	5	5

※第6期実績値：令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は3月の数値。令和5(2023)年度は7月の数値。

【計画値確保の方策】

- ・ 障害のある子どもの保護者のニーズを把握し、障害のある子どもが希望に沿った利用ができるように、引き続き提供体制の整備に努めます。

資料編

資料編

1 府中町障害者計画・障害福祉計画懇話会設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定に基づく市町村障害児福祉計画(以下これらを「計画」という。)の策定にあたり、識者及び福祉関係者等の意見を聴取するため、府中町障害者計画・障害福祉計画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画策定に関する事項
- (2) 計画に記載する内容に関する事項
- (3) その他計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、16名以内の委員をもって構成し、委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 福祉関係者
- (5) 医療関係者
- (6) その他町長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、町長が委員を委嘱した日から計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 懇話会に会長1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、福祉保健部福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則(平成27年5月1日 新規制定)

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第5条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(令和5年2月20日 一部改正)

- 1 この要綱は、令和5年2月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる懇話会は、第5条の規定にかかわらず、町長が招集する。

2 府中町障害者計画・障害福祉計画懇話会委員名簿

設置要綱第3条 第1項の区分		所属	氏名
第1号	学識経験者	医療法人社団 生和会	会長 木村 浩彰
第2号	障害者団体	府中町身体障害者福祉協会	垣原 隆博
		府中町心身障害児(者)父母の会	米田 操
		府中町精神障害者家族会「ふちゅう風の会」	清水 久美
		府中町認知症の人と家族の会	杉田 久美子
		府中町手をつなぐ親の会	山根 夕記子
第3号	福祉関係団体	社会福祉法人 福祉の郷	中野 賢太
		社会福祉法人 広島厚生事業協会	加藤 佐恵子
		社会福祉法人 柏学園	米川 晃
		特定非営利活動法人 WINDえのみや	横山 朋子
		特定非営利活動法人 安芸ソーシャルサポートの会 (放課後等デイサービスきずなクラブ府中)	土井 耕平
第4号	福祉関係者	社会福祉法人 府中町社会福祉協議会	瀧島 邦枝
		広島県西部こども家庭センター	山口 京子
		府中町教育委員会	印藤 誠
		府中町民生委員児童委員協議会連合会	鎌田 克己
第5号	医療関係者	府中町医師会	職務代理 栗原 寛治

3 府中町障害者計画・障害福祉計画懇話会開催経緯

期日		内容
令和 5 年	6 月 21 日	第1回懇話会 1 開会 2 町長あいさつ 3 委員紹介 4 事務局紹介 5 会長選出 6 会長あいさつ 7 議題 (1)「府中町障害者計画・障害福祉計画」の策定について (2)アンケート調査票について (3)策定スケジュールについて (4)その他 8 閉会
	11 月 30 日	第2回懇話会 1 開会 2 議題 (1)府中町第4次障害者計画(案)について (2)府中町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)について (3)その他 3 閉会
令和 6 年	3 月 1 日	第3回懇話会 1 開会 2 議題 (1)府中町第4次障害者計画(案)について (2)府中町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)について (3)その他 3 閉会

4 パブリックコメント結果

ページ	意見の概要	意見に対する町の考え方
42	災害時の体制 災害時6割の方々が、一人で避難できないと回答している。早期に避難行動要支援者名簿を活用、町内会、民生委員、その他組織ぐるみで支援者を決めるべき、また個別支援計画書等に明記する。個人情報の取り扱い、支援者の身の安全等多々問題があるが、前進すべき。	P68 の基本目標6基本施策(2)【施策の方向性】9行目において、「避難行動要支援者名簿の作成に向けて、登録の積極的な呼びかけや避難支援等関係者への名簿提供により避難行動支援を実施していますが、今後はこれに加え、新たに個別避難計画を着実に作成」することとしています。いただいたご意見を踏まえ、今後とも、障害のある人の防災対策を推進していきます。
45	1基本理念の1行目・12行目の支えあい、も支え合いになるのでは？	ご指摘のとおり修正します。
52	基本施策(2)11行目の包括的なネットワーク体制とは具体的にはどのようなものを指すのか書かれているとわかりやすいと思いました。	いただいたご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 包括的なネットワーク体制を活用し、サービスの利用者・提供者、あるいは活動を行う団体のいずれにおいても、きめ細かい情報の共有が可能となる体制づくりを目指すとともに、 【修正後】 サービスの利用者・提供者、あるいは活動を行う団体のいずれにおいても、きめ細かい情報の共有が可能となる包括的なネットワーク体制の構築を目指すとともに、
57	地域移行支援の実施の中に③として、「新たな施設入所者を出さないために、地域で生活できる場所(グループホームなど)の確保を支援する」を入れてください。	P93「(3)居住系サービス」【計画値確保の方策】において「情報提供していくとともに、今後関係機関と連携を図り、引き続き事業所の参入を促進していく」としております。 いただいたご意見を踏まえ、事業所と連携して要望に合った施設設置が進むよう取り組んでいきます。
58	③地域生活支援 障害者のある人→障害のある人 に訂正をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。

ページ	意見の概要	意見に対する町の考え方
92	居住系サービス 全体的に目標値を明記されているが、要望、希望の分母がわからない。 例 共同生活援助 令和5年 30 人 令和8年 32 人 生まれ育った地域でみんなと支えながら暮らす。地域での共生社会。希望、要望の分母はかなりあり3年間で2人増、かなり目標値が低いのでは。	ご指摘の数値は計画値と表現していますが、目標としての値ではなく、第6期の実績に基づいた第7期計画期間における見込値です。 なお、共同生活援助のサービスについては、事業所と連携して要望に合った施設設置が進むよう取り組んでいきます。
94	意思疎通支援事業の項目にある「認定手話通訳者」とは、正しくは「設置手話通訳者」ではないでしょうか。 その場合、人数は「2」となっていますが、1つのポストを2人が交替で担当しているなら、正しくは「1」、または「2」(交替制)と表記すべきです。	ご指摘のとおりでしたので、次のとおり修正します。 ・「認定手話通訳者」を「手話通訳者設置事業」 ・実績人数、計画人数「2」を「1」
94	手話奉仕員養成研修事業の実績値が、養成講座に関わった立場から少なすぎると感じました。 事業担当へ確認したところ、令和3年度「9」令和4年度「11」だったとわかりました。訂正をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。

府中町
第4次 障害者計画・
第7期 障害福祉計画・第3期 障害児福祉計画

発行日 令和6(2024)年3月

発行者 府中町

住 所 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

電 話 (082)286-3161 FAX (082)283-5775

